

第11章 林 野 庁

第1節 森林の整備の推進

1 森林整備事業

(1) 事業体系の概要

森林・林業基本法における基本理念である森林の有する多面的な機能の発揮と山村振興への配慮、同基本計画において示された、重視すべき機能に応じた森林の区分に対応した森林施業の推進を実現するため、

- ① 森林を重視すべき機能に応じた森林区分（「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」）に対応した森林整備を目的とするもの
- ② 森林整備の担い手である山村地域の定住基盤の整備その他の各森林の区分にわたる森林整備等を目的とするもの

という事業体系により、森林整備を実施している。

また、森林整備及びこれらに必要な路網の整備を一体的に実施するとともに、市町村レベルでの総合的な事業とすることにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な森林整備を推進することとしている。

(2) 事業の概要

ア 森林環境保全整備事業

森林・林業基本法に基づく「重視すべき機能」に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り森林環境の保全に資する事業である。

（ア）水土保全林整備事業

ダム上流域等の「水土保全林」を対象に、水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進に資する植栽、間伐、育成複層林への移行等を推進するとともに、これに必要な路網を整備する事業である。

a 公的森林整備推進事業

森林所有者等による整備が期待できない森林における森林整備法人、地方公共団体による森林整備とこれに必要な路網整備を実施する。

b 流域公益保全林整備推進事業

流域における水源かん養機能、又は山地災害

防止機能の維持増進を図るための森林整備とこれに必要な路網整備を実施する。

（イ）共生林整備事業

「森林と人との共生林」を対象に、森林環境教育等の利用のための森林空間やアクセス道等の整備、地域コミュニティやNPO等の参画を得た里山林の整備等を推進する事業である。

a 森林空間総合整備事業

不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備とアクセス道の整備を実施する。

b 絆の森整備事業

市民参加の下での里山林等の整備、野生生物の生息環境保全に資する森林整備とこれに必要な路網整備を実施する。

（ウ）資源循環林整備事業（流域循環資源林整備事業）

「資源の循環利用林」を対象に、林道・作業道の一体的整備により、機械化を踏まえた高密度の路網整備を推進するとともに、森林組合、森林施業計画作成主体を中心とした効率的な森林整備を推進する事業である。

（エ）機能回復整備事業

森林の基本的な機能の回復を図るため、森林の3区分の全てを対象に、被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等を実施する事業である。

a 保全松林緊急保護整備事業

松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換、被害木の伐倒処理等を実施する。

b 特定森林造成事業

土壌不良地、耕作放棄地、造林未済地等における森林の造成を実施する。

c 被害地等森林整備事業

被害森林における復旧造林及び森林所有者自身による自発的・非計画的な森林整備を実施する。

d 森林災害等復旧林道開設事業

松くい虫被害や火災、気象害等による被害森林の復旧のために必要な林道の整備を実施す

る。

e 林道改良統合補助事業

既設林道について、輸送力の向上及び通行の安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会的要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

イ 森林居住環境整備事業

森林整備の土台となる骨格的林道の整備、都市部を含む居住地周辺の森林整備等を実施するとともに、林業就業者の多くが居住する山村地域において、用排水施設等生活基盤の整備を行う事業である。

ウ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

農免林道整備事業（略称）は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から既設林道の舗装を実施している事業である。

(ア) 峰越連絡林道事業

既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峰越し等により連絡し、市場距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るための林道を開設する事業である。

(イ) 林道舗装事業

農山村地域の環境の改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、既設林道を舗装する事業である。

2 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成17年度末現在の復旧進捗は、15年災は100%完了、16年災は99%、17年災は85%であって、これに要した国

表1 平成17年度森林整備事業予算

(単位：千円)

事 項	事 業 費	国 費
森林環境保全整備事業費	147,993,075	52,420,000
森林環境保全整備事業調査費	125,822	125,822
森林環境保全整備事業費	147,867,253	51,479,178
水土保全林整備事業費補助	99,819,647	34,064,000
公的森林整備推進事業	21,353,434	6,624,000
流域公益保全林整備事業	78,466,213	27,440,000
共生林整備事業費補助	1,490,505	691,178
森林空間総合整備事業	457,029	210,000
絆の森整備事業	1,033,476	481,178
資源循環林整備事業費補助	38,190,424	13,459,000
流域循環資源林整備事業	38,190,424	13,459,000
機能回復整備事業費補助	8,366,677	3,265,000
保全松林緊急保護整備事業	2,635,592	1,296,000
特定森林造成事業	925,413	348,000
被害地等森林整備事業	3,681,185	1,112,000
森林災害等復旧林道開設事業	80,000	40,000
林道改良統合補助事業	1,044,487	469,000
後進地域特例法適用団体補助率差額		815,000
農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	1,076,200	569,000
峰越連絡林道事業費補助	226,000	113,000
林道舗装事業費補助	850,200	398,000
後進地域特例法適用団体補助率差額		58,000
森林居住環境整備事業費	51,615,914	28,488,000
フォレスト・コミュニティ総合整備事業	40,850,247	20,738,000
フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業	10,765,667	4,573,000
後進地域特例法適用団体補助率差額		3,177,000
合 計	200,685,189	81,477,000

費は表2のとおりである。

表2 17年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

			(単位：千円)
区 分	全体国費 (改国費)	17年度国費	17年度まで 国費累計
15年災	9,530,481	228,583	9,530,481
16年災	37,635,767	9,407,490	37,206,908
17年災	16,324,496	13,949,108	13,949,108

なお、17年の被害額は244億6,766万円で、その内訳は表3のとおりである。

表3 17 年 災 内 訳

		(単位：千円)
主 な 災 害 名	箇所数	被害額
融 雪 災	72	443,044
豪 雨 災	749	1,582,901
梅 雨 災	1,642	3,254,279
台 風 災	6,276	16,966,213
噴 火 災	21	1,736,273
そ の 他 災 害	34	484,952
合 計	8,794	24,467,662

3 森林災害復旧事業

激甚災害の指定を受けた被害森林の復旧を行うもので、農林水産大臣が告示する市町村の区域において、被災した森林の公益的機能の回復及び二次災害の防止を目的として、被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引起し及び作業路の開設を行い、人工林の早期かつ確実な復旧を図る事業である。平成17年度の補助実績は4,180百万円となっている。

4 間 伐 対 策

多様で健全な森林を育成するため、平成17年度から、地球温暖化防止対策の一環として、年間概ね30万haの間伐等を行う「間伐等推進総合対策（間伐等推進3カ年対策）」に取り組み、

- ① 間伐団地の設定による集团的・効率的な間伐等の推進
- ② 公益的機能の低下が懸念される箇所における間伐遅れの解消
- ③ 間伐率の確保によるより効果的な間伐方法の定着
- ④ 林齢の高い森林の健全性を確保するための長伐期施業への誘導

により間伐の遅れた森林を積極的に進めるほか、

- ⑤ 作業道の整備や高性能林業機械の導入など効率的な間伐等推進のための条件整備

⑥ 間伐材の用途開拓をはじめとする間伐材の利用促進

など、間伐の実施及び間伐材の利用促進を総合的に展開することとしている。

表4 17年度間伐対策（間伐等推進総合対策）予算

(単位：百万円)	
国 費	40,483
間伐等推進3カ年対策	森林づくり交付金
間伐等推進の条件整備	4,431の内数
間伐材等利用促進対策	強い林業・木材産業づくり
	交付金7,809の内数

5 緑資源機構事業

農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資する。

ア 水源林造成事業

緑資源機構が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者となって、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、平成13年度以前の植栽林分に係るものについては、事業費の2/3を出資金、残り1/3を財投借入金等で、平成14年度以降の植栽に係るものについては、全額補助金で実施している。

平成17年度においては、新植面積4,498ha、下刈3万2千ha、除伐8千ha、その他保育事業等を実施し、昭和36年度開始以来平成17年度末までの新植面積累計は約45万haである。また、既植栽地において、複層林103haを整備した。

イ 緑資源幹線林道事業

豊富な森林資源に恵まれ、かつ、林野率が極めて高い山村地域において、林業を中心とする総合的な地域開発を推進するため、全国に7地域の大規模林業圏を指定し、林道網の枢要となるべき林道の開設、改良等を行う事業であり、基本的には事業費の2/3を国庫補助金、残り1/3を財投借入金等で実施してい

る。財投借入金の返済財源は関連道県の負担金及び受益者賦課金としている。

平成17年度においては、28路線、延長25kmを実施し、昭和48年度開始以来平成17年度末までに、全体計画32路線、延長2,015kmのうち延長1,288kmの開設・改良を実施した。

ウ 特定中山間保全整備事業

水源林造成事業の対象地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地を整備する事業であり、平成17年度においては、1区域において水源林の造成、農林道の開設を行った。

表5 平成17年度独立行政法人緑資源機構予算
(百万円)

水源林造成事業	
国 費	31,364
国庫補助金	17,179
政府補給金	420
政府出資金	13,765
財投借入金	5,300
財投機関債	3,000
緑資源幹線林道事業	
国庫補助金	12,209
財投借入金	1,100
財投機関債	1,700
特定中山間保全整備事業	
国庫補助金	234

第2節 森林資源の充実と森林保全

1 森 林 計 画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いには計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、森林の持続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法によって設けられ、以降、数次の改正を経ている。

平成16年には、従来、保安林整備臨時措置法に位置づけられていた特定保安林制度が、森林法に規定されたことに伴い、全国森林計画に特定保安林の指定の基準及び特定保安林の整備に係る内容の追加が行われた。現行の森林計画制度体系は、①政府が森林・林業基本法第11条の規定に基づいてたてる「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、農林水産大臣がたてる、全国の森林について森林整備及び保全の目標等に関する基本的事項を定めた「全国森林計画」、並びに全国森林計画の目標の達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、農林水産大臣がたてる「森林整備保全事業計画」（森林法第4条）、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた森林整備及び保全の基本方針、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を明らかにした「地域森林計画」（森林法第5条）、③森林管理局長が国有林について森林整備の方針を明らかにした「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2）、④市町村がその区域の民有林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」（森林法第10条の5）からなっている。また、森林所有者等が自発的意思に基づき自らが立木竹の使用・収益の権原を有する森林について5年を1期とする森林の施業に関する計画を作成し、市町村の長等の認定を求める「森林施業計画」（森林法第11条）等が措置されている。

(1) 全国森林計画

ア 全国森林計画の策定

現行の全国森林計画は、平成15年10月21日に策定（閣議決定）、平成16年6月8日に変更（閣議決定）された、平成16年4月1日から平成31年3月31日までをその計画期間とした計画である。

この計画では、水系等の自然条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めた44の広域流域ごとに、森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めている。

イ 全国森林計画の概要

(ア) 基本的な考え方

- a 適切な保育・間伐の実施、育成複層林施業の計画的な実施、天然生林の的確な保全・管理等森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実と、保安林制度の適切な運用、山地災

害の防止対策等森林保全の確保を基軸とした森林整備及び保全の推進を図る。

b 森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備の推進を図る。

c 森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を地域一体となって積極的に取り組む。

(イ) 計画事項

a 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分することとし、区分ごとの森林整備及び保全の基本方針を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等（表6）を定めている。

表6 森林整備及び保全の目標

区 分	現 況 (H14.3.31)	計画期末 (H31.3.31)
育成単層林面積(千ha)	10,344	9,816
育成複層林面積(千ha)	895	2,151
天然生林面積(千ha)	13,882	13,154
森林蓄積(m³/ha)	161	187
林道整備率(%)	48	65

(注) 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の整備目標に対する開設延長の割合である。

b 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び育に関する事項

育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業別に施業実施に当たっての技術的指針、重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積（表7、8）を定めている。

表7 伐採立木材積

(単位：百万m³)			
区 分	総 数	主 伐	間 伐
計 画 量	517	299	218

表8 造林面積

(単位：千ha)		
区 分	人工造林	天然更新
計 画 量	1,113	1,490

c 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るため、公益的機能の維持増進を図るための施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業基準を明らかにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めている。

d 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
森林施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、その開設量（表9）を定めている。

表9 林道開設量

(単位：千km)

区 分	林道開設量
計 画 量	47

また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、搬出方法を特定する森林の指定基準を定めている。

e 森林施業の合理化に関する事項

合理的な森林施業の条件整備を図るため、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の促進及び流通・加工体制の整備等について取組の方向を明らかにしている。

f 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の機能の維持増進が図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の指定の基準及び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めている。

g 保安施設に関する事項

森林の公益的機能の発揮を確保するため、保安林の配備、特定保安林の整備及び治山事業を計画的に推進することとし、保安林及び治山事業に関する計画量（表10、11）を定めている。

表10 保安林面積

(単位：千ha)

総 数	水源かん養のための保安林	災害防備のための保安林	保健、風致の保存等のための保安林
12,451	9,268	3,062	855

(注) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

表11 治山事業施行地区数

(単位：百地区)

区 分	治山事業施行地区数
計 画 量	314

h 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の設定、整備の方針等を定めている。

(2) 地域森林計画等

ア 民有林の森林計画制度

地域森林計画は、都道府県知事が、全国森林計画に即して、森林計画区別（158計画区）にその森林計画区に係る民有林につき、5年ごとに10年を1期としてたてる計画であり、

- ① 機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標
- ② 伐採立木材積、造林面積、林道整備計画、保安林の整備・保安施設事業の計画
- ③ 市町村森林整備計画の規範としての森林施業及びその合理化の方向

等を明らかにするものである。

平成15年には、森林法改正により、地域森林計画の一斉変更を行っている。

イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流域管理システムの下で民有林と国有林が協調しつつ一体的に推進するため、平成3年の森林法改正により法定化されたものであり、森林管理局長が森林計画区ごとの国有林について5年ごとに樹立する10年計画である。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、原則として民有林の地域森林計画の計画事項と同一となっている。

なお、国有林野の管理経営については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に基づき、農林水産大臣が全国森林計画と調和の図られたものとして管理経営基本計画を策定し、森林管理局長が、同計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和が保たれたものとして地域管理経営計画をたて、これに従って行うものとされている。

(3) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法改正により、「森林整備計画制度」として創設された。その後、平成3年の森林法改正により、名称を「市町村森林整備計画」として計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告・調停の制度に加え、都道府県知事による

分収育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制도가創設された。さらに、平成10年の森林法改正により、地域森林計画の対象となる民有林の存する全ての市町村が市町村森林整備計画を策定することとされるとともに、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理、伐採計画の変更・遵守命令、施業の勧告の権限が都道府県知事から市町村へ委譲された。

平成13年の森林法改正により、重視すべき公益的機能の別に応じたきめ細かな森林整備を推進するため、従来の「特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項」に替わって「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」が計画事項とされるとともに、伐採届出が伐採及び伐採後の造林の届出に改められた。

市町村森林整備計画においては、

- ① 森林所有者等の行う伐採、造林、間伐及び保育の直接的な規範
- ② 森林施業の共同化の促進、林業従業者の養成・確保、林業機械の導入促進、作業路網等の整備等の森林施業の合理化に関する事項

等を明らかにするものである。

市町村の長は、個別の森林施業がこれに従って実施されるよう、伐採及び伐採後の造林の届出の受理や森林施業計画の認定及び森林施業計画に基づく伐採等の届出の受理を通じて施業の実施状況を把握し、森林所有者等に対する指導を行うほか、施業の勧告や伐採及び伐採後の造林計画の変更・遵守命令、森林施業計画の認定の取消し等を行うことができることとされている。

特に、間伐・保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（要間伐森林）については、権利移転等の協議の勧告等を行うことができることとされている。

また、市町村森林整備計画の達成の観点から、施業の共同化の安定的な実施を確保するため、市町村の長の認可を受けて

- ① 一団の森林の森林所有者等が締結する、森林施業の共同化及びそのために必要な作業路網等の施設の整備に関する協定
- ② NPO法人等と森林所有者等が締結する、森林施業の実施に関する協定

から成る施業実施協定制度が措置されている。

2 森林整備地域活動支援交付金制度

林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、間伐等の森林施業が十分に行われていない人工林が発生するなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。

このような状況に対して、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域における活動を支援するための交付金を交付することとしている。

(1) 森林整備地域活動支援交付金

森林施業計画の作成主体である森林所有者等が、市町村長との間で締結する協定に基づき、施業の実施に不可欠な森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業等の地域活動を行う場合に、保育等の施業が必要となる一定林齢以下の育成林の面積に応じて交付金を交付する。

予算額 72億8,861万5千円

(2) 森林整備地域活動支援推進交付金

森林整備地域活動支援交付金について、地方公共団体が交付金の交付を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対して交付金を交付する。

予算額 1億1,525万4千円

3 民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア 森林整備保全事業計画

森林の水土保全機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」等の事業の目標を掲げた森林整備保全事業計画(計画期間平成16～20年度)に基づき計画的に事業を実施している。

治山事業の主な成果目標は、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を、4万8千集落から5万2千集落に増加させることであり、平成17年度の目標の達成率は100%である。

表12 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数

H17年度実績	17年度目標	達成率
49.6千集落	49.6千集落	$\div \times 100 = 100\%$

イ 事業実施の概要

17年度の民有林治山事業は、当初で事業費1,782億8,101万円(前年当初比92.4%)国費989億5,600万円(前年当初比93.0%)(表13)補正で事業費560,700万円、国費290,000万円をもって実施した。

表13 平成17年度民有林治山事業予算

(単位：千円)

事 項	事業費	国 費
直轄治山事業費	8,443,898	6,391,000
直轄地すべり防止事業費	6,476,535	4,987,000
治山事業調査費	183,000	183,000
治山事業費補助	91,462,723	44,035,000
山地治山	72,465,898	36,122,000
復旧治山	53,291,005	26,543,000
予防治山	19,022,035	9,504,000
限界状態設計法等実証	152,858	75,000
保安林整備	17,303,166	7,082,000
保安林改良	8,261,414	4,054,000
保安林買入	8,877,519	2,973,000
保安林管理道整備	164,233	55,000
保安林管理道整備	1,693,659	831,000
水土保全林整備治山事業費補助	50,408,731	25,530,000
水土保全治山	19,391,826	9,804,000
水源地域整備	22,108,803	11,010,000
防災林造成	2,207,259	1,083,000
治山等激甚災害対策特別緊急	6,700,843	3,633,000
治山激甚災害対策特別緊急	4,290,387	2,334,000
火山治山激甚災害対策特別緊急	2,150,700	1,156,000
地すべり激甚災害対策特別緊急	259,756	143,000
共生保安林整備事業費補助	8,862,127	4,439,000
地すべり防止事業費補助	12,444,000	6,222,000
地すべり防止	12,444,000	6,222,000
後進地域特例法適用団体補助率差額	—	7,169,000
合 計	178,281,014	98,956,000

ウ 事業実施状況

(ア) 直轄事業

直轄治山事業は、継続22地区、直轄地すべり防止事業は、継続10地区において実施した。

調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査及び治山事業積算基準等分析調査等を実施した。

(イ) 補助事業

a 山地治山

荒廃地及び荒廃危険地等の実態を踏まえ、それらの復旧・整備を計画的に実施した。また、工事コストの縮減を図るため、限界状態設計法等を導入した治山施設の設計を実証的に行い、新たな設計手法の普及を図った。

b 保安林整備

保安林整備については、森林所有者による森林整備が期待できない森林であって、過密化し、表土の流出による崩壊等が発生するおそれのある水土保全機能の著しく低下した保安林について、機能回復を図るための本数調整伐、複層林への誘導・造成等の森林整備を重点的に推進した。

c 保安林管理道整備

治山事業の計画的かつ効率的な実施と保安林の適正な維持管理に資するため、保安林管理道の整備を計画的に実施した。

d 水土保持治山

次の事業について積極的に実施した。

(a) 地域防災対策総合治山事業は、山腹崩壊対策、土石流対策等を総合的に推進し、山地災害の未然防止を図り、生活環境基盤の整備に資するため、継続130地区、新規20地区について実施した。

(b) 森林土木効率化等技術開発モデル事業は、新技術を活用した低コスト工法等の開発、普及に資するため継続3地区について実施した。

(c) 林地荒廃防止事業については、激甚災害により被災した地域や特殊土壌地帯において、風倒木等に起因する山地災害の未然防止のための対策を実施した。

e 水源地域整備

次の事業について積極的に推進した。

(a) 水源流域広域保全事業は、ダム上流等の水資源の確保上重要な森林において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的・総合的に実施し、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続122地区、新規15地区について実施した。

(b) 水源流域地域保全事業は、集落の生活用水等の確保上重要な水源地域等において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施し、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、国土の保全、良質な生活用水の確保等に資するため、継続75地区、新規19地区について実施した。

(c) 奥地保安林保全緊急対策事業については、奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止機能の高度発揮に資するため、従来工法や簡易な工法等による治山施設の整備と針広混交林等への再生のための森林整備を一体的に実施した。

f 防災林造成

防災林造成事業については、なだれ・土砂流出による被害を防止するための森林造成等を実施した。

g 治山等激甚災害対策特別緊急

治山激甚災害対策特別緊急事業は、16年災に係る中越地区（新潟県）、嶺北地区（福井県）、宮川地区（三重県）、中丹・丹後地区（京都府）、木沢・上那賀地区（徳島県）の新規5地区、15年災に係る水保・芦北地区（熊本県）の継続1地区において、火山治山激甚災害対策特別緊急事業は、12年災に係る島しょ地区（東京都）の継続1地区において、また地すべり激甚災害対策特別緊急事業は、16年災に係る中越地区（新潟県）、木沢・上那賀地区（徳島県）の新規2地区において、早期復旧により民生の安定を図るため、緊急かつ計画的に実施した。

h 共生保安林整備

次の事業について積極的に実施した。

(a) 共生保安林整備統合補助事業は、市街地等の周辺に存する保安林を対象とした森林による良好な生活環境の保全・創出や、自然環境の優れた地域等における景観、生態系等に配慮した森林の国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮及び都市周辺の山麓部等における防災機能と環境保全機能を併せ持つ森林の整備等を継続57地区、新規6地区について実施した。

(b) 海岸防災林造成は、飛砂害・潮害を防止するための森林造成等を実施した。

(c) 防風林造成は、風害を防止するための森林造成等を実施した。

(d) 環境保全技術開発モデル事業は、自然環境の優れた地域等において、自然環境の保全・改善効果の高い工法等の開発普及を図るため、継続2地区について実施した。

i 地すべり防止

地すべりによる被害を防止・軽減するため、緊要な箇所の地すべり防止工事を実施した。

(2) 保安林制度

森林は、木材生産機能だけではなく、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、伐採や開発行為等の規制を通じて、森林を適切に保全・管理し、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備について、平成17年度末現在における保安林面積は、実面積で11,654千haと我が国の森林面

積の46%、国土面積の31%を占めるに至っている。

しかしながら、林業採算性の悪化等により森林施業が十分に実施されないことにより、保安林の指定目的に即して機能していないと認められるものが見られ、特に人工林の齢級構成から間伐を要するものが相当量あることから、保安林における的確な施業を確保し、持続的に保安林の機能を維持していくことが今後においても益々重要となっている。

また、森林の有する多面的機能の発揮を重視した森林の整備及び保全を推進するため、平成13年に保安林の指定施業要件の基準を見直し、個別保安林の指定施業要件の変更を行っているところである。

このような中、17年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

ア 保安林の指定

平成16年4月1日を始期とする全国森林計画において保安林の配備に関する基本的事項が定められており、これに従い保安林の指定等を行った。

イ 特定保安林の指定

平成17年度は、特に保育・間伐が適切に実施されず過密化した森林等が存することにより機能が低下している保安林約7万5千haの指定を行うとともに、必要な施業が実施され機能の回復が見込まれた特定保安林約4百haについて解除を行った。

表14 保安林の種類別面積（平成18年3月31日現在）

（単位：千ha）

森林法 第25条 第1項	所有形態 保安林種	国有林	民有林	総 数	対全保安 林 比 率 (%)
1号	水源かん養保安林	5,485	3,290	8,775	(75.3)
2号	土砂流出防備保安林	1,062	1,419	2,481	(20.8)
3号	土砂崩壊防備保安林	19	37	57	(0.5)
1～3号保安林小計		6,567	4,746	11,313	(96.6)
4号	飛砂防備保安林	4	12	16	
5号	防風保安林	23	34	57	
	水害防備保安林	0	1	1	
	潮害防備保安林	5	8	13	
	干害防備保安林	48	69	117	
	防雪保安林	0	0	0	
6号	防霧保安林	9	53	62	
	なだれ防止保安林	5	14	19	
	落石防止保安林	0	2	2	
7号	防火保安林	0	0	0	
8号	魚つき保安林	8	46	54	
9号	航行目標保安林	1	0	1	
10号	保健保安林	355	341	696	
11号	風致保安林	13	15	28	
4号以下保安林小計		472	595	1,066	(3.4)
合 計		7,038	5,340	12,379	
(実面積)		(6,687)	(4,967)	(11,654)	(100.0)
国土面積に対する比率		(17.7)	(13.1)	(30.8)	
全国森林面積に対する比率		(26.6)	(19.8)	(46.4)	
所有別森林面積に対する比率		(85.3)	(28.7)	—	

注1 各保安林種の面積は、他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上したものである。

2 合計欄の（ ）は、重複面積を差し引いた実面積である。

3 表中の比率は、実面積比である。

4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。

5 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

6 国土面積は平成17年10月1日現在、全国森林面積は平成14年3月31日現在のものである。

ウ 保安林の管理

民有保安林の管理については、前年度に引き続き、保安林における立木伐採許可申請等の処理、無許可伐採等の違反行為に対する監督処分、保安林標識の設置、保安林台帳の調製を行った。

また、保安林管理の適正を期するため、地番の一部が保安林に指定されているなど、地目が未更生の保安林について、保安林の適正管理に支障を来さないよう地目の更生を実施するとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

エ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、平成17年度は、約5.0億円の損失補償金を交付した。

4 種 苗 生 産 事 業

健全で優れた森林造成を計画的に推進するためには優良な種苗を計画的かつ安定的に確保することが重要である。

このため、次の事業を実施した。

ア 採取源整備運営事業

(ア) 普通母樹林等整備運営事業

政令指定樹種に加え、特用樹や有用広葉樹等(特用樹母樹林、有用広葉樹母樹林、広葉樹母樹林、郷土樹種母樹林〔以下、「広葉樹母樹林等」という。〕)の採取源を整備するため、優良林分について種子採取の適正を調査し、広葉樹母樹林等として指定した。

また、普通母樹林及び広葉樹母樹林等の現地巡回、標柱等の設置、種子採取環境の調査(豊凶、採取適期)及び種子採取環境改善(下草刈り、作業道整備等)を実施した。

17年度は162万5千円を助成した。

(イ) 優良種穂生産促進事業

造林事業の円滑な推進を図るためには、優良な種穂を安定的に確保することが極めて重要であることから、カメムシの球果加害防止のための採種木の球果への袋掛け、各種病虫害から予防するための薬剤散布、着果結実を促進するためのジベレリン処理、BAP処理及び種穂の採取、整枝・剪定、精選等を実施した。

また、スギ花粉症対策として、花粉の少ないスギ品種等苗木生産のため、種子採取に必要な整枝・剪定(断幹を含む)、人工授粉、貯蔵・系統管理及び穂木の採取を実施した。

優良種子は形質の良好な母樹から採取することが必要であること等から、公営による種子採取事業を継続して実施した。

17年度は3,300万1千円を助成した。

イ 苗木生産・流通対策等事業

林業種苗法に定められている林業用種苗の表示・証明制度を適正に実施するため、表示監督・検査及び苗畑調査を実施した。

また、林業用種苗の安定的な供給を確保するため、需給実態調査及び需給調整協議会の開催等を行うとともに、花粉の少ないスギ品種については、その供給拡大を図るため、予約生産による供給可能な県から需要のある県への移出入を実施した。

17年度は660万1千円を助成した。

ウ 多様な優良種苗生産体制整備推進事業

種苗生産の省力化を図り、雇用労働力の確保難を緩和するため、苗木生産マニュアルの作成、講習会の開催、苗木生産施設や出荷施設の整備及び抵抗性マツの供給を図る生産施設の整備を行った。

また、優良なマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗木の生産に必要なマツノザイセンチュウの培養・接種技術研修及び広葉樹等コンテナ苗木の生産技術改良の事業を行った。

17年度は454万3千円を助成した。

エ 苗木生産広域流通安定対策事業優良な林業用種苗の需給の安定を図るため、広域需給調整、計画生産及び生産調整等の推進のための事業を実施した。

また、広葉樹苗木の優良品を確保するため、優良広葉樹苗木生産者の認定、広葉樹種穂の採取地の踏査、表示票確認検査を行うとともに広葉樹苗木の生産・流通段階における産地等の適正な表示を促進した。

17年度は420万円を助成した。

オ 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法に基づき指定した特別母樹林は、伐採の制限を受けており、指定を受けた森林所有者に対し、損失を補償した。

17年度は1,059万9千円を補償した。

5 緑化推進対策事業の展開

近年、森林・自然体験活動や奉仕活動への参加意向を有する国民の増加を背景に、森林づくり活動を行うボランティア団体が大幅に増加しており、こうした国民参加による活動を促進し、多面的機能を有する森林の整備・保全を、林業関係者の努力のみならず、社会全体で支えていくという国民意識の一層の醸成に資す

るため、平成13年6月に成立した「森林・林業基本法」第16条において「国は国民等が行う自発的な緑化活動等を促進するための施策を講ずる。」旨新たに規定された。

このため、緑化推進対策事業においては、全国植樹祭・全国育樹祭や緑の募金活動など国土緑化運動の展開等と併せ、森林ボランティア活動など広範な国民による森林づくり活動を一層促進するほか、里山林の保全管理など市民生活に身近な緑化技術の開発と普及、学校林の整備・活用などの森林環境教育等の施策を一体的に実施し、もって国民参加の森林づくりを推進している。

ア 国土緑化行事

(ア) 全国植樹祭

全国植樹祭は、国土緑化運動の中核をなす行事として昭和25年以来、天皇皇后両陛下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成17年度においては、茨城県潮来市で開催された。

(イ) 全国育樹祭

全国育樹祭は、昭和52年以来、皇太子同妃両殿下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手入れ（全国植樹祭において天皇皇后両陛下のお手植え・お手播きにより成長した木の枝打ち等）や参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成17年度においては、兵庫県三田市で開催された。

イ 緑の募金

緑の募金は、平成7年に成立した「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、(社)国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が、国民各層に対し募金への協力を呼びかけることにより、森林整備に関する意識醸成を図るとともに、得られた資金により森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成することを目的に、毎年2～5月と9～10月に実施しており、平成17年の募金額は、約24億円となった。

ウ 緑と水の森林基金

緑と水の森林基金は、昭和63年に、国民各層からの自発的な募金により200億円の基金を造成し、その運用益により森林資源の整備、利用等に関する調査研究等に対し助成し、もって森林整備の推進に資することを目的に設置されており、毎年予算の範囲内

で事業が行われている。平成17年は、公募事業として100百万円を助成した。

エ 国民参加の緑づくり活動推進事業

平成14年3月に「地球温暖化対策推進大綱」が決定され、京都議定書の目標を達成するための対策を推進することが急務となる中、森林・林業分野においては、地球温暖化防止をはじめとした森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくことが重要である。そのためには、林業関係者の努力のみならず、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識を醸成していくことが極めて重要な課題となっている。

このため、身近な森林の整備活動に国民が参加する機会を提供し、また、森林ボランティア活動の定着を図るため、企業の社会貢献活動としての森林づくりをはじめとする森林ボランティア活動への支援等を通じて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林の整備・保全を促進し、もって地球温暖化防止の強力な推進に資することとし、平成17年度において下記の事業に対し135百万円を計上した。（民間団体向け）

(1) 国民参加の緑づくりの普及活動

①全国的な普及啓発活動

全国的な緑化運動の普及啓発を図るため、全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事の開催への支援。

②地域的な普及啓発活動

各地域での緑化運動の普及啓発を図るため、上下流連携による緑化活動の普及啓発。

③国民に身近な森林・樹木の保全・管理技術の開発と普及啓発

巨樹・古木林等の診断・治療・予防等に関する技術開発、「里山林」の状態の評価手法の開発、一般市民向けの緑化技術の普及教材の作成及びインターネット等を通じた身近な緑化技術情報の提供・普及啓発。

(2) 森林ボランティア活動の促進

①森林ボランティア活動等の支援

参加者を公募して行われる植樹・育樹等の森林整備・保全活動への支援。

②森林ボランティアネットワークの構築

森林ボランティア活動等に関するデータベースの整備と提供、森林ボランティア活動を中心とした多様な関係者の連携・協力を促進するための地域森林ネットワークの構築の支援。

③森林ボランティアの育成

森林ボランティア団体への助言を行う地域的リーダー養成研修の開催への支援。

④森林づくり社会貢献活動推進事業

企業等の行う森林整備が円滑かつ広く展開されるよう、企業の社会貢献ニーズ調査、企業への森林に関する情報及び社会貢献度評価の提供及び森林づくり活動企画の作成等の支援。

オ 学校林整備・活用推進事業

青少年の森林体験活動を行う上で身近で絶好の場である学校林の整備・活用を通じて、青少年の森林体験活動の場と機会を確保・内容の充実を図るため、平成17年度は下記の事業に対し47百万円を助成した。(民間団体向け)

- (1) 学校林活動や学校林の木材利用を促進するためのモデル学校林の設定
 - ①モデル学校林の設定に係る委員会の開催
 - ②モデル学校林の整備・木材利用計画の策定及びその実施
 - ③地域関係者を一同に会して行うモデル学校林での体験活動及び研修会の実施
- (2) 学校林における森林ボランティアによる森林保全管理活動の推進

6 森 林 保 全

(1) 森林病虫害等防除事業

森林病虫害等防除事業は、「森林病虫害等防除法」(昭和25年法律第53号、以下「防除法」という。)等に基づき、各種の防除措置を実施している。

特に、松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の時限法として制定し被害の終息に努めた。しかし異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長するとともに、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」(以下「特措法」という。)とする等の法改正を行った。

その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様がみられるようになったため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進が図られ、被害量はピーク時の半以下にまで減少したが、なお、毎年100万㎡に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長し、以来「特措法」等に基づき、「保全する松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期することとし、その周辺松林については、樹種転換を促進するなど総合的

な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息までには至っておらず、今後とも、重要な松林を適切に維持していくため、将来にわたって予想される被害の状況の変動に応じて、必要な防除措置をいつでも発動できるようにしておく必要があることから、「特措法」の期限切れに当たり、「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を平成9年に行い、同法に基づき松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施しているところである。

また、シカ・クマ等の野生鳥獣による森林被害に対処するため、環境省等関係省庁と連携し、野生鳥獣の生息環境にも配慮しつつ、森林被害防止のための施設の設定を行うなどの総合対策を進めている。

ア 17年度の予算の概要

17年度の松林保全対策に係る予算は、38億3,954万8千円(対前年度比94%)、うち森林病虫害等防除事業(松くい虫対策分)は、23億8,663万1千円(対前年度比101%)である。また、松くい虫以外の森林病虫害等対策に係る予算のうち森林病虫害等防除事業(その他森林病虫害等分)は、1億1,691万7千円(対前年度比76%)である(表15)。

イ 17年度の事業概要

(ア) 松林保全総合対策

a 保全すべき松林における的確な防除と健全化整備の推進

保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を適切に組み合わせた総合的な防除を実施したほか、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

また、トキの野生復帰に向けて、営巣木やねぐら木となる松林の保全対策を実施した。

b 周辺松林における樹種転換の計画的な推進

保全すべき松林の周辺において、松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を実施した。

c 地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて防除活動の推進を担う人材の育成、防除器具の貸付、被害・技術情報の管理・提供等の専門的支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

d 森林被害防止技術の開発・普及の推進

マツノザイセンチュウに対する抵抗性のより強いマツの採種園の改良を実施するとともに、マツに弱毒性のマツノザイセンチュウを事前に接種することで、松くい虫被害への抵抗性が誘導される技術の林地における実用化に向けた調査等の防除手法の開発のための調査等を行った。

(イ) その他森林病虫害等被害対策

スギカミキリ、スギノアカネトラカミキリ等、松くい虫以外の森林病虫害による被害のまん延を防止するため、所有者の防除意識の高揚や被害木の駆除等を実施した。また、近年被害が拡大傾向にあるカシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によるナラ類の集団枯損被害対策として、徹底した被害木の駆除を実施するとともに、新たな予防手法の技術の実用化を図る実証事業を実施した。

シカ・クマ等の野生動物による森林被害の防除事業並びに野生鳥獣の生息環境にも配慮した多様な森林整備等を実施した。

表15 17年度予算内訳

	(千円)
国 費	
松林保全総合対策	3,839,548
＜非公共＞	
森林病虫害等防除事業	
（松くい虫対策分）	2,386,631
多様な優良種苗生産体制整備推進事業	4,543
	の内数
＜公共＞	
保全松林緊急保護整備事業	1,296,000
森林災害等復旧林道開設事業	40,000
その他森林病虫害等対策	
＜非公共＞	
森林病虫害等防除事業	
（その他森林病虫害等分）	116,917
＜公共＞	
野生鳥獣による森林被害の軽減に資する	11,902
ための森林整備手法に関する調査	の内数

(2) 森林環境保全対策事業

森林の有する多面的な機能を十全に発揮していくためには、適切な森林の管理水準の維持・確保を図り、廃棄物不法投棄等による林地・林内施設の汚染・損傷、山地災害及び林野火災等各種の森林被害について、未然防止や早期発見により、被害を最小限に止めることが重要である。

しかしながら、山村の過疎化、不在村森林所有者の増大等、森林・林業を取り巻く情勢の厳しさから、適

切な森林の管理が困難になっていることに加え、森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大により林地・林内施設の汚染や山火事の発生の危険性が増大している。

このため、森林保全管理活動及び林野火災予防活動について、都道府県、市町村、森林所有者等の連携により地域関係者が一体となって効果的な展開を図ることが重要であり、森林保全管理体制の整備及び林野火災予防対策等を地域の実情に応じて総合的に実施するため、平成17年度においては、予算額4,431百万円（森林づくり交付金の内数）を助成した。

ア 林野火災予防対策

林野火災の発生状況について平成12～16年の年平均でみると出火件数2,711件、焼損面積1,631ha、損害額8億7千5百万円となっている。

また、林野火災の出火原因についてみると、平成12～16年の年平均によれば、たき火によるものが全体の25.9%を占め最も多く、次いでたばこ14.3%、放火（疑い含む）13.0%の順となっており、原因のほとんどは人為によるものである。

このため林野火災の予防及び効率的な初期消火を図る観点から、林野火災予防体制の強化、特定危険日に対応した予防活動の強化、山火事対策シンポジウムの開催、林野火災予防情報システムの整備に加え、林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化を行うとともに、林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火管理道等を整備した。

イ 森林保全管理体制

森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大に伴って、廃棄物の不法投棄等による林地・林内施設の汚染や林野火災の発生等による森林被害を防止するため、平成17年度は、森林保全推進員の養成、森林保全巡視指導員による巡視指導等を実施した。

(3) 林地開発許可制度

ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の

制度の運用の改善が求められ、平成2年度には開発区域に残すべき森林等の割合等の開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成3年4月の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

(ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

- a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- b 水害を発生させるおそれがあること。
- c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。
- d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

(ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課することになっている。

表16 林地開発許可制度の運用状況（平成18年3月31日現在）

区分 年度 開発行為の目的	件 数 (件)																		計
	昭和 49～63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
工事・事業場用地の造成	1,444	133	141	139	136	126	104	102	118	107	112	67	41	69	59	68	65	86	3,117
住宅用地の造成	1,277	49	73	67	85	71	68	68	59	68	48	55	27	22	17	9	11	15	2,089
別荘地の造成	177	17	26	14	12	6	6	3	6	5	1	2	3	1	2	0	0	0	281
ゴルフ場の設置	882	146	130	142	165	93	73	47	30	14	13	7	5	1	5	3	1	3	1,760
レジャー施設の設置	577	83	100	66	60	49	51	41	28	20	27	10	8	17	9	7	9	5	1,167
農用地の造成	9,752	209	161	137	106	91	86	92	54	54	63	61	53	47	45	56	49	48	11,164
土石の採掘	6,623	311	281	244	248	262	248	212	216	254	207	227	174	174	160	135	127	115	10,218
道路の新設又は改築	80	3	6	8	0	2	6	4	2	2	0	2	2	2	1	1	1	34	156
その他	2,572	162	139	107	99	111	84	69	65	49	70	50	32	48	54	31	28	33	3,803
計	23,384	1,113	1,057	924	911	811	726	638	578	573	541	481	345	381	352	310	291	339	33,758

区分 年度 開発行為の目的	面 積 (ha)																		計
	昭和 49～63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
工事・事業場用地の造成	6,688	802	836	897	821	781	562	575	556	760	464	343	184	297	315	238	135	443	15,687
住宅用地の造成	12,810	392	600	401	788	663	823	564	641	636	505	715	187	95	3	34	116	72	20,045
別荘地の造成	1,122	86	101	85	100	24	14	13	89	47	3	21	58	9	6	0	0	-2	1,776
ゴルフ場の設置	37,112	7,386	5,755	6,756	8,388	4,760	3,274	2,091	1,530	296	615	142	186	30	-3	14	-1	8	78,339
レジャー施設の設置	3,342	637	596	733	341	588	259	121	185	53	125	52	18	56	33	4	36	32	7,211
農用地の造成	39,511	795	639	427	386	351	347	328	203	196	288	254	173	140	180	189	168	194	44,769
土石の採掘	23,846	1,730	1,593	1,604	1,578	1,950	1,774	1,503	1,695	1,927	1,808	1,840	1,441	1,329	1,349	1,064	1,003	892	49,926
道路の新設又は改築	263	12	23	22	4	3	20	10	9	6	0	8	6	4	2	3	10	1,239	1,644
その他	8,922	592	556	531	410	490	413	393	255	204	314	192	151	209	226	182	172	87	14,299
計	133,616	12,432	10,699	11,456	12,816	9,610	7,486	5,598	5,163	4,125	4,122	3,567	2,404	2,170	2,111	1,728	1,629	2,965	233,697

- (注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域内に存置する森林を含まない。
2 件数は、新規許可処分に係るものであり、面積は、新規許可処分面積と変更許可処分に係る増減面積を加えたものである。
3 「その他」の項には、産業廃棄物処理場、残土処理場、福祉施設、墓地等が含まれる。

イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和60年度以降増加傾向を示したが、平成5年度からは大幅な減少に転じている。

また、開発行為の目的別面積は、農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも5年度以降は大幅に減少している。

平成17年度は、道路公団等の民営化に伴い、高速道路株式会社が行う高速道路等の建設に係る林地開発について従来の連絡調整に代えて新たに許可制の対象となったことから、「道路の新設又は改築」の件数、面積が大幅に増加した(表16)。

7 林業・山村の活性化

(1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センター」及び「協議会」の設置、「流域林業活性化実施計画」の策定等の推進体制整備を行うとともに、個々の流域の取組を強化するため、流域内の事業量等に関する情報の収集・提供、上下流連携による森林整備を促進するための普及・啓発、木材を安定的に供給するためのあっせん等を行う事業を実施した。

(2) 森林資源の活用等による魅力ある山村づくり

林業就業者の多くが居住する山村地域は、林業生産活動や日常的な森林の見回り等の管理活動を通じて、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たすことが期待されており、その活性化を図る必要がある。

このため、異業種連携等によるツーリズム、特産物の開発など新たなビジネス(森業・山業)の創出に向けた事業の試験運用・製品の試作等実証の事業運営を推進するとともに、特産林産物の新たな需要の開拓などによる山村地域の再生、活性化を図るため、生産基盤の高度化や作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備を推進した。

また、林業従事者等の山村への定住促進に必要な、用排水施設、コミュニティ施設、防災安全施設等の生活環境を整備した。

(3) 森林の多様な利用の推進

森林の多面的機能の発揮に対する国民の関心や期待

の高まりを背景に、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化している。

このため、森林環境教育や健康づくりの場としての森林利用など、森林の多様な利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出を図ることが重要である。

ア 森林環境教育の推進

森林環境教育は、「地球温暖化防止」など森林の多面的機能や森林の整備と木材資源の循環的利用の必要性等に対する理解を深めるものであり、森林吸収源対策の推進に必要不可欠である。

また、子どもたちの「生きる力」を育む観点から、森林・林業分野においてもこれまで以上に様々な体験の機会を提供していくことが重要であり、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」においては、体験活動の場として、森林が明記されている。

このため、子どもたちの体験学習の場や生涯学習の場など教育的利用に供する森林・施設の整備を助成する事業を実施するとともに、文部科学省が進める「新子どもプラン」と連携し、「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を実施した。

これに関連して、指導者の養成に資するセミナーの開催や、森林・林業関係者、教育関係団体、NPO等が連携して行う親子や子どもたちの森林整備活動等を支援するとともに、自主的な活動や交流活動の推進を図る「緑の少年団全国大会」の開催を支援した。

また、森林の保健・文化・教育的利用を通じて国民福祉の向上と山村地域の活性化に資するとともに、地球温暖化防止対策における森林整備と資源の循環利用の意義や森林・林業・山村の果たす役割への理解を深めるため、森林環境教育について、森林環境教育実践者が一堂に会し成果を発表し、今後の課題について討議と情報交換を行うことを目的とした全国シンポジウムの開催、インターネットのホームページ上に開設した「森林環境教育ネットワーク」を通じて森林環境教育実践者の情報交換・相互交流や地域における連携・協力に向けた取組を行った。

イ 里山林の保全・利用の推進

里山林は、四季を彩る景観の美しさを感じることができるなど、人々の生活に最も身近な森林であり、森林と人との豊かな関係を回復し、創出する場として期待が高まっている。

このため、身近な里山林や都市近郊林を保健・文化・教育的な利用と一体的に行う森林整備等の住民参加型の取組を支援し、継続的に利用され維持管理されていく状態の回復・創出を図る取組を行った。また、森林所有者、地域住民等の連携・協力の下での利用活動と保全活動を一体的に推進できる条件を整備するため、里山林利用協定等の締結の促進、新たな保全・利用活動の立ち上げに対する支援や人材育成等を実施し、自立的な活動を通じた里山林等の保全・利用を推進した。

さらに、市民参加の協定の締結、都市が山村で行う「ふるさと共生の森」の設定等森林と人との共生林の整備に向けた条件整備や市民参加によって森林整備と資源循環利用を総合的に進めるなどの取組についても推進した。

ウ 健康づくりの場等としての森林利用の推進

近年、急速な高齢化の進展、国民の健康に対する関心の高まり等に伴って、森林の有する保健休養機能に対するニーズが高まっており、健康づくりのための森林空間の利用が期待されている。

このため、森林を活用した健康増進の取組を推進するため、里山林等を活用した健康づくりのための体制整備、「健康と癒しの森」利用活動への支援を実施した。

第3節 森林づくり交付金

1 交付金の趣旨

国土保全や水源かん養など森林の多面的機能の持続的な発揮のためには、森林の整備・保全を推進することが重要であり、特に地球温暖化防止対策の観点からは、より積極的な施策の展開が喫緊の課題となっている。

このため、森林の整備・保全のための条件整備や、山村地域の活性化、森林資源の保護等への支援を、地域の力を最大限に引き出しつつ総合的に実施し、森林の多面的機能の発揮と森林を支える山村の再生を図る。

予算額 4,431,000千円

2 交付金の対象メニュー

<ソフト>

(森林整備の推進)

(1) 分収林整備の高度化

森林所有者自らの整備が困難となっている森林につ

いて、所有者に対し分収方式による森林整備の働きかけを行うとともに、分収林契約変更に係る所有者確認調査、契約変更事務手続き等に要する諸活動事業、さらには、森林整備に係る費用負担の募集等を通じた国民参加の森林づくり等を実施し、森林整備法人等公的主体による分収林の適切な整備を促進。

(2) 効率的集団間伐等の緊急的な推進

間伐団地の設定促進、造林未済地の解消に資するため、市町村が主体となって行う森林の現況調査等に対して支援。また、地域における効率的・安定的な施業実施体制の整備を促進するため、林業事業体への長期施業委託による施業集約に向けた取組に対して支援。

(3) 花粉症特別対策の推進

都市周辺の花粉発生量の多い森林において、雄花着花量の多い造林木の的確な選定による効果的な抜き伐り等作業の実施及び作業の効率性を確保するための作業路の整備や抜き伐り等作業の実施後の雄花着花量のデータの収集を実施。

(4) 優良種苗確保の推進

広葉樹を含む多様な優良種苗の確保を図ることを目的として、品種改良を行うための成長量調査等、採種(穂)園等採取源の改良及び整備、苗木生産技術の改良とその普及・定着、少花粉スギ品種苗木の供給拡大、優良苗木の円滑な流通等を推進。

(5) 流域森林・林業の活性化

各流域において、森林所有者の意欲の低下等に伴い顕在化している森林資源管理上の課題に対処するため、林業事業体等流域関係者が具体的対処方針を協議した上で、適切な森林整備の推進のための森林所有者への施業実施の働きかけや、木材の安定供給体制確立のための伐採箇所のとりまとめ、さらに流域内の住民やNPO等に対する森林の3区分制度の普及やその適切な配置について検討・調整等を支援。

(山地防災情報の周知)

(1) 山地防災情報伝達の総合的な推進

ア 山地防災情報体制の整備

インターネット等により、山地防災情報を行政と地域住民が相互に伝達・情報交換できるシステムの整備を支援。

イ 山地防災情報の提供

地域に密着した活動を行う自主防災組織、NPO等に対して、山地防災に関する講習会及び現地研修会の開催、地域の特性に応じた山地災害に関する手引書等を作成し、地域住民へ配布、ダイレクトメール等により、地域住民に対して直接山地災害危険地区等の山地防災情報の周知を実施。

(森林資源の保護)

(1) 森林資源保護の推進

ア 森林病虫害防除

カシノナガキクイムシによる被害予防手法の実証等を行うとともに、法定森林病虫害以外で森林に重大な損害を与える病虫害の駆除、スギ・ヒノキ病虫害被害について、地域の実情に応じた森林所有者等に対する普及啓発や被害発生源除去等の被害対策などを実施。

イ 松林健全化促進

松くい虫被害の発生しにくい森林環境の整備を図るため、誘因剤による捕獲、被害発生源等管理・生立木除去処理及び抵抗性マツの植栽、森林所有者等への普及啓蒙を実施。

ウ 森林病虫害等防除活動支援体制整備促進

地域の主体的な防除活動を促進するため、地域の実態に応じて森林組合連合会等を地域の主体的な被害対策を支援するための核として機能させ、被害監視体制の整備、防除技術等の指導、普及、防除機器の貸付等を実施。

エ 松林保全体制整備強化

地域生活に密着した松林について、地域住民の積極的な参加を促進し、地域一体となった松林保全体制の整備、森林病虫害等防除連絡協議会等を設置し、防除の実施計画等の策定、実行等について連絡協議を行い、併せて、地区説明会等において事業実施についての説明及び協力要請等を実施。

オ 野生鳥獣被害防除

シカ、クマ等野生鳥獣による森林被害の軽減を図るため、防護柵の設置等による被害防除、森林被害モニタリング調査、被害監視活動、広域的な有害鳥獣駆除活動体制の整備、新たな技術による防除の試行、被害対策の普及啓発、NPO等による森林づくり活動の支援等を実施。

(2) 森林環境保全の推進

ア 森林保全管理対策

流域を単位とした都道府県、市町村等の連携により、各種森林被害の把握及びその防止のための森林保全推進員の養成等を、地域の実情に応じて総合的に推進。

イ 林野火災予防対策

林野火災の未然防止を図るため、林野火災予防体制の強化、特定危険、山火事対策シンポジウムの開催等を推進。

(森林の多様な利用・緑化の推進)

(1) 国民参加の森林づくり活動の推進

ア 情報発信のための現地研修会等普及啓発

森林づくりの重要性や森林づくり活動に関する情報を全国・地域へ情報発信する現地研修会、シンポジウム等の普及啓発活動を実施。

イ 公募による植樹等森づくり活動の促進

公募による参加者により行われる植樹や育樹など森林の整備・保全活動を実施。

ウ 里山スギ林等環境保全森林ボランティア活動の促進

里山スギ林等を対象としたボランティア活動による抜き伐り等を支援。

エ 里山林自然・文化体験活動の促進

里山林等での多様な自然・文化体験活動を推進するため、森林保全・利用活動のネットワークを活用しつつ、里山林利用協定等の締結の促進、活動の立ち上げ支援、人材育成等を実施。

オ 緑サポーター養成研修の実施

地域における緑化活動等のリーダー的役割を担う「緑サポーター」を養成するため、市民に身近な森林・樹木等の診断治療等に関する緑化技術を修得するための研修を支援。

カ 林業事業体、NPO等が行う安全・技術研修、指導

林業事業体における森林施業の実践習得研修の実施及び森林づくり活動の実績を有するNPO等による森林ボランティア活動の初心者や企業の職員等を対象とした安全や技術に関する研修・指導を支援。

キ みどり世紀の森の整備

国民参加の森林づくりの拠点となる「みどり世紀の森」の公有林及び私有林における整備並びに森林ボランティア団体等と森林所有者等との協定締結を推進するため、推進委員会の設置及び運営、現地検討会の開催、作業器具の整備等を実施。

ク 緑づくり国民活動へのフィールドの提供

地域の森林の調査・分析、森林所有者等への意向調査、活動区域の確認等を行うことによる緑づくり国民活動等に提供する森林の情報の整備を支援。

ケ 森林づくり社会貢献活動推進

企業等が行う森林整備が円滑かつ広く展開されるよう、地域協議会の開催、プログラムの作成を実施。

コ 青年森林協力隊活動推進

夏休みを中心として、高校生が一定期間泊まり込み、森林組合等の指導下で下刈、除間伐、枝打ち等の森林整備・保全活動に従事するとともに、併せて専門家を講師とした温暖化防止等に関する学習を実施。

(2) 学校林整備・活用の推進

ア 環境整備計画策定

学校林活動を促進するための歩道、ベンチ、簡易トイレ、簡易倉庫、看板等の環境整備を行うための調査、計画策定を支援。

イ 環境整備

策定した計画に基づく環境整備を実施。

(3) 森林環境教育の推進

ア 森林環境教育活動の条件整備の促進

森林環境教育活動のための条件整備を推進するため、森林及び指導者の募集・登録、情報提供システムの整備等都道府県が行う共通の条件整備等を実施するとともに、森林・施設の利用計画策定、プログラム等の整備、指導者の派遣等市町村等が行う「森の子くらぶ活動」の受け入れ体制の整備等を実施。

イ 森の体験交流活動の推進

森林環境教育を推進するため、NPO等の企画力や教育手法等を活用した山村滞在型の森林・林業体験交流活動やNPO等と市町村等との長期協定に基づく定期的・継続的な森林体験学習、人材の育成等を行うモデル事業を実施。

(4) 共生林の多様な利用活動の推進

ア 「森林と人との共生林」の整備に向けた条件整備
身近な里山林等の利用活動と保全・整備活動を一体的に推進するため、森林と人との共生林の整備に向けた条件整備、NPOや市民活動団体等を対象とする公募モデル事業を実施。

イ 「健康と癒しの森」推進モデル事業の実施

里山林等を活用した健康づくりを行う「健康と癒しの森」づくりのための協力体制の整備や利用活動に対する支援等を実施。

＜ハード＞

(森林整備の推進)

効率的・効果的な間伐等の森林整備を実施するため、これに必要な基幹作業道、作業道、単線軌道、林業機械の導入を実施。

(森林の多様な利用・緑化の推進)

森林整備の促進を図るため、森林・林業に関する知識・技術の普及・啓発に資する森林・施設を整備し、子どもたちの継続的な体験活動を通じた森林環境教育及び市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習を推進。

(森林地域環境の整備)

都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資するため、山村の有する自然環境を活かした交流施設の整備、都市住民等を林業技術者とし

て育成し山村に受け入れるための研修施設の整備、資源循環型社会の創出に向けた自然エネルギー利活用施設の整備等を地域のニーズに応じて総合的に実施。

第4節 強い林業・木材産業づくり交付金

1 交付金の趣旨

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需給構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、都道府県ごとに策定されている林業・木材産業構造改革プログラム（以下「都道府県構造改革プログラム」）に即し、川上・川下を通じ、経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的として、①高性能林業機械の導入等による効率的な林業生産体制の早急な確立、②木材加工流通施設の整備等による木材産業の構造改革の推進、③特用林産物生産施設の整備等による担い手の定着促進と山村再生、④普及啓発や施設整備等による木材・木質バイオマス利用の推進、⑤雇用対策等による担い手となる人材等の育成を図る。

予算額 7,809,406千円

2 交付金の対象メニュー

＜ソフト＞

(望ましい林業構造の確立)

(1) 森林組合等の育成

地域の森林管理の担い手として、一定条件を満たした森林組合を中核組合として位置づけ育成することとし、的確な経営診断に基づく事業経営を担い手となる人材の育成等に対する支援を実施。

また、併せて地域の森林管理体制の整備、林業事業者等への施業提案手法の普及等の取組に対して支援を実施。

(2) 林業・木材産業構造改革の推進

本交付金による施設整備事業の事業実施主体の経営管理を適切に行うための研修会の開催、専任指導員(中小企業診断士を含む)による経営管理指導及び事業終了後5年目の施設について濃密な経営管理指導の実施、経営が悪化した施設について中小企業診断士による専門的な経営管理指導の実施に対して支援を実施。

(3) 林業・木材産業構造改革推進体制の整備

本交付金で整備される施設のより高度な活用を図るため、市町村が施設整備と一体となって取り組む施業

の集約化、林産物の循環利用、就業者の定着化の促進に必要な活動等に対して支援を実施。

(4) 森林機能高度発揮普及指導の促進

林業普及指導職員の資格の一元化等の制度改正を踏まえ、新たな普及指導職員が担う地域の林業・木材産業関係者間の連携を調整・促進する役割を強化するための取組等に対して支援を実施。

(林業担い手等の育成確保)

(5) 担い手確保・育成対策の推進

ア 林業事業体対策事業

林業事業体の経営合理化計画認定及び経営合理化指導、各種協議会の開催、高性能林業機械リース事業支援により林業事業体の育成を促進。

イ 林業就業者対策事業

林業就業者リーダー養成研修の実施及び新規就業者の確保対策を実施し、林業就業者の確保・定着を促進。

(6) 林業労働災害撲滅プロジェクトの推進

ア 林業労働災害防止緊急支援事業

安全作業体験林を設定し、危険予知・回避能力の向上及び伐倒条件の相違に対応した安全かつ的確な実践的伐木作業技術の現地研修を実施。

イ 労働安全衛生管理体制整備事業

安全衛生指導員、安全管理指導専門家を養成し、特に新規に労働者を雇用した事業体及び小規模事業体に対して重点的な指導を実施。

ウ 労働安全衛生推進体制強化事業

労働安全衛生対策の問題点の分析・改善策の検討を行うため、労働安全衛生改善対策セミナー、振動障害予防対策を実施。

エ 蜂刺傷災害対策支援事業

蜂刺傷災害による死亡災害を防止するため、蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する。

(特用林産の振興)

(7) きのこと類等消費・流通の促進

消費者参画による特用林産物の産地づくりを推進するため、地域の関係者の連携・強化等に必要な協議会の開催や研修等を実施するとともに、竹林所有者、竹材生産者や里山林の整備に携わる NPO 等竹材の供給側と需要者である竹材加工業者との間での竹材需給に関する情報交換等を行う協議会の開催等。

(8) 特用林産原材料供給等の促進

文化財や伝統的工芸等に必要な原材料を安定的に供給するための技術研修や生産拠点の整備、火山活動によるしいたけの降灰防止又は除去体制の整備。

(木材利用及び木材産業体制の整備推進)

(9) 地域材利用体制整備推進

(地域材利用推進)

木の良さについての消費者セミナーや木工教室、既存の木造公共施設を用いた技術講習会等による普及啓発、森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携強化による「顔の見える木材での家づくり」や住宅リフォーム用内装材等の新たな利用分野における地域材需要の開拓、量的拡大が見込まれる用途に特化した効果的な間伐材の用途開拓「木の香る環境整備促進事業」を実施。

(地域木材産業体制整備推進)

木材産業の構造改革を着実に進めるため、素材生産システムの確立、木材生産加工の低コスト化、品質・性能の明確な木材製品の安定的な供給、情報技術を活用した物流の合理化、原木及び製品の直送体制の整備等による流通の効率化、未利用木質資源の有効活用等を実施。

(10) 木材の新しい流通・加工システム推進

都道府県が単独若しくは複数連携して策定するマスタープランに基づき、システムを構築する上での生産・加工・流通の各段階における具体的なネックを解消し、全体が動くシステムとするため、必要な事業をメニューとして総合的に実施。

(システム構築の基本的な姿)

従来からの柱角等構造用ムクの製材品生産を中心とした流通・加工システムから、これまで利用が低位であった曲材、間伐材等の柱適材でない原木（いわゆる「B材」）を活用して、大手住宅メーカー等の大規模需要者に販路をもつ集成材や合板等を製造するシステムを組み込んだ総合的かつ合理的な流通・加工システムに再編することを基本とし、以下を組み合わせるモデル的かつ実証的に実施。

(製品流通) 内装材等製品情報の発信や地域材製品の需要者とのマッチング、情報技術を活用した流通モデルの実施、品質表示の推進等

(製品加工) 原木やラミナ等の安定確保のための供給側との連携（安定集荷活動、組織化、技術協力など）、加工ラインの検証や経営診断の実施、製品の性能試験等

(原木流通) 直送等新たな原木流通システムの構築、原木のグレーディングに基づいた契約販売の試行、情報技術を活用した流通モデルの実施、素材生産側との連携（安定集荷活動、組織化、採材指導など）等

(素材生産) 事業規模の拡大、協業化等による素材生産業者の経営改善、大幅な低コスト作業の実証及び普及、森林所有者との連携（立木調達活動など）等

(立木調達) 森林所有者との交流促進、円滑な立木調達のための森林情報の整備、入札販売の試行、立木公開市場のシステム設計等

(11) につぼん木のいえ普及推進

国土交通省と連携して以下を実施。

(協議会設置)

モデル地区において意欲ある川上(林業・木材産業関係者)と川下(中規模工務店等住宅産業関係者)による協議会を設置。素材生産、製材、建築等各フェーズにおける具体的課題を抽出するとともに、建築棟数や必要部材及び出材等の需給情報について整理。

(製材等供給情報提供)

地域において供給可能な材について、品質、規格、数量、時期等の情報を出すことについてタイムスパン、精度等を住宅生産者と合意し、素材生産業者・製材業者等がそれに沿った素材・製材等の供給計画の策定等を実施。

(品質向上)

製材業者等において、供給する製品の品質向上等への取組を実施する。また、そのコストを明確にし、住宅生産性の理解を確保。

(地域材住宅普及)

林業・木材産業関係者と住宅産業関係者が共同して、住宅への地域材利用についての広報や消費者セミナー、フェアの開催等、消費者に直接訴えるPR活動を実施。

(12) 暮らしの中の地域材利用活性化推進

これまで地域材利用に興味や関心の無かった消費者を対象として、地域材に対する意識を高めるため、木材利用に関する環境教育を実施できるNPO等の市民組織、木材関係業者や自治体等によるネットワークを構築し、学校教育や社会教育等の場において木材教育活動を実施。

<ハード>

(望ましい林業構造の確立)

(1) 林業構造確立施設の整備

都道府県構造改革プログラムに即した望ましい林業構造を実現させるための対策として、森林施業の集約化を図り、持続的な林業生産活動を推進するため、作業道の整備と高性能林業機械(貸付用を含む)の導入など林業の生産性の向上に資する施設を中心とした整備を実施。また、構造対策のために必要な所得の向上等に資する森林空間活用施設等の整備も必要に応じて実施。

また、沖縄における森林資源の状況や林業構造等の特性に応じて、地域における林業経営の安定化、地域

内の林産物の供給体制の整備等を図るための作業道の整備、林業生産機械、林産物加工施設、特用林産物加工施設、森林空間活用施設等を整備。

(特用林産の振興)

(2) 原木しいたけ生産回復の推進

輸出向け乾しいたけなど原木しいたけ生産の回復増強を図るための人工ほだ場、散水施設等生産、加工及び集出荷施設等の整備。

(3) 品質管理体制の強化

競争力強化のためのコスト対策に加え、商品力を高める品質管理を徹底するための集出荷施設、品質管理施設等の整備。

(4) きのこと生産地化形成の推進

新しいきのこの導入、生産履歴情報の公表等消費者ニーズや販売戦略に臨機に対応可能な生産体制を確立するための菌床培養・発生施設、予・保冷施設、包装施設等生産、加工及び集出荷施設の整備。

(5) 地域資源最高度活用活性化の推進

伝統的な食材や健康、天然志向等消費者や農業生産者の多様な関心に対応した山菜や木炭、木酢液等の生産・販売体制を再生・活性化するための発生環境、あく抜き等生産、加工及び集出荷施設等の整備。

(6) 竹材利用の促進

竹の新たな用途に供する資材に必要な繊維化、高温炭化等を行う加工施設等の整備。

(木材利用及び木材産業体制の整備推進)

(7) 木材産業構造改革整備

外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、森林資源の循環利用に資するため、合併・転業などの木材産業の構造改革を踏まえて行う木材加工流通施設等を整備。

また、品質・性能の明確な地域材を供給するための先進産地を緊急的に整備するために必要な、リース方式の高次加工施設、乾燥施設等を整備。

(8) 木材の新しい流通・加工システムモデル整備

地域内の原木供給、製品の大ロット供給及び施設整備等のマスタープランに基づき、大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める品質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するための新たな国産材の流通・加工システムの構築に必要な施設等のモデル的・実証的な整備を実施。

(9) 木造公共施設整備

地域材の利用を促進するため、展示効果やシンボル性が高く波及効果の期待できる公共施設として、共生対流を促進する施設、児童福祉施設における遊具、学校に関連した施設や先駆性のある施設の地域材を利用

したモデル的な整備を実施。

(10) 木質バイオマスエネルギー利用促進整備

地域の未利用木質資源のエネルギー利用を促進するため、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材や木質バイオマスエネルギー利用施設等のモデル的な整備を実施。

第5節 森 林 組 合

1 森林組合等の活動状況

平成16年度末現在、全国森林組合連合会1、都道府県森林組合連合会46、森林組合905、生産森林組合3,364が設立されており、森林組合は、合併の推進等により年々減少している。

森林組合は、地区内外の居住者併せて163万人(地区内森林所有者の49%)の組合員(1,808人/組合)で構成され、その所有森林面積は、1,118万ha(県有林を除く民有林の70%)に達している。

また、造林・林産等の事業を実施するために作業班を組織している組合は784組合で、総人員は、25千人となっている。

財務状況については、払込出資金の1組合あたりの平均は、5,725万円(前年度5,276万円)と推移しており、組織・経営・財務基盤ともに年々強化されつつある。

平成16年度における事業取扱量については、新植面積19千ha(前年度比95%)、保育面積424千ha(前年度比90%)〔うち除間伐面積232千ha(前年度比94%)〕、素材生産量2,681千m³(前年度比107%)となっている。

一方、生産森林組合は、平成16年度末において、266千人の組合員により、352千haの森林が経営されている。

都道府県森林組合連合会においては、森林の経営に関する指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械・山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

また、全国森林組合連合会は46都道府県森林組合連合会及び大阪府森林組合を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を実施している。

2 森林組合等の育成強化

(1) 強い林業・木材産業づくり交付金のうち森林組合等育成

森林組合の効率的・安定的な施業、経営の推進を図

るための役職員等の育成や森林管理体制の整備等の実施、並びに入会林野等の整備と入会資源の活用を円滑適正に推進するための入会資源活用促進対策協議会の開催やコンサルタントの設置等の実施に対し助成した。

予算額 78億941万円の内数

(2) 地域森林管理システム支援事業

森林管理の担い手である森林組合、林業経営体等の担い手の経営改善等に対する支援や不在村森林所有者に対するリフレッシュ会議の開催による森林施業・経営の推進等に対し助成した。

予算額 3,050万円

(前年度 3,472万円)

(3) 森林組合中央指導事業

森林組合の健全な事業運営等に資するため、森林組合監査の実施による経営管理等に関する適切な指導や森林組合監査士の育成等に対し助成した。

予算額 713万円

(前年度 750万円)

第6節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

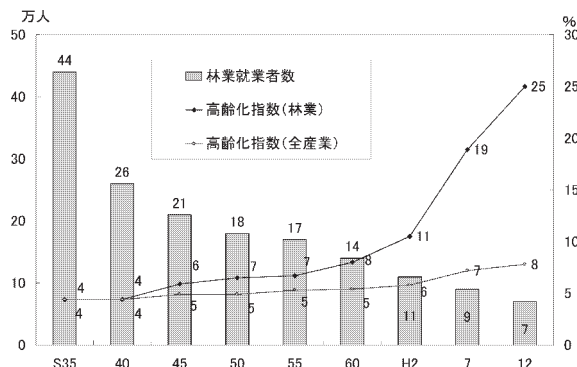
国勢調査によると、平成12年における林業就業者数は6万7千人で、ここ10年間で約4万人減少した。

また、年齢構成は、65歳以上が25%と高齢化が進行しており、全産業の就業者と比べると約3倍となっている。

林業労働力の減少、高齢化が更に進むならば、森林の適切な管理及び木材の安定供給を図る上で深刻な影響が生じることが懸念されている。

このようなことから、林業労働者を雇用する森林組合、素材生産業者等の林業事業体における雇用管理の

表7 林業就業者数及び高齢化の推移



資料：総務省「国勢調査」、高齢化指数は、65歳以上の割合。

改善と事業の合理化を一体的に促進することと併せて、新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化を図ることにより、林業労働力を確保する必要がある。

2 緑の雇用担い手育成対策事業

地球温暖化防止森林吸収源10か年対策を着実に推進していくために必要な森林整備の担い手の確保・育成と、雇用のセーフティ・ネットの構築及び山村など地域の活性化を目的として、緊急雇用対策による森林作業に従事した者のうち林業に就業することに意欲を持った者を対象に、本格的に森林の整備等を担うことができる能力を付与するための実地研修等を実施した。

予算額 70億円
(前年度 70億円)

3 林業担い手等の育成確保

〈強い林業・木材産業づくり交付金〉

林業事業体の経営合理化計画の認定及び指導、都道府県林業労働力育成協議会の開催、高性能林業機械等のリース・レンタル事業の実施並びに将来の作業班のリーダー（班長）養成研修等を実施し林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の推進に要する経費の一部を助成した。

また、林業における労働災害については、他産業に比べ発生頻度は今なお高い状況にあることから、林業労働安全衛生対策をより一層効果的に実施するため、安全衛生指導員等の養成、作業現場への巡回指導・救助訓練の実施、事業主等を対象とした安全衛生指導の実施、林業従事者に対する安全意識・技術向上の促進及び蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する講習会等に要する経費の一部を助成した。

予算額 78億円の内数
(前年度 0円)

4 事業体育成情報ネットワーク事業

安定的に経営を継続できる林業事業体の育成と多様なルートを通じた幅広い人材を確保するため、インターネットを活用した丸太の売買、事業関連情報や就業関連情報の提供等を行うシステムの構築とその運営に必要な経費を助成した。

予算額 2,989万円
(前年度 3,321万円)

5 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業に就業するのに必要な知識及

び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を林業労働力確保支援センターが貸し付ける林業就業促進資金造成に助成した。

(ア) 貸付条件

- a 利率：無利子
- b 償還期間：20年以内認定事業主への貸付は、13年以内とする。
- c 貸付限度額：1人につき
就業準備資金 150万円
就業研修資金 月額5～15万円
ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に80%を乗じた額とする。

予算額 2,000万円
(前年度 2,000万円)

第7節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材(用材)需要量は、平成10年以降住宅需要の低迷等から、9千万 m^3 台で推移していたものが、平成14年には9千万 m^3 を下回った。平成17年は前年に比べて4%減少の8,586万 m^3 となった。

用途別でみると、総需要量のうち、製材用が約4割、パルプ・チップ用が4割強、合板用が1割強を占めており、製材用の需要量は漸減傾向で推移している。

平成17年の木材(用材)需要量は、製材用及び合板用は木造住宅着工床面積が、パルプ・チップ用は製品のパルプ輸入量がそれぞれ減少したことなどから前年を下回った。

表18 木材(用材)需給の現状

(単位：千 m^3 ()内は対前年比%)

区 分	需 要	16年	17年
総 数		89,799(103.0)	85,857(95.6)
製 材 用		35,041(100.8)	32,901(93.9)
合 板 用		13,976(109.1)	12,586(90.1)
パルプ・チップ用		37,981(102.7)	37,608(99.0)
そ の 他 用		2,802(106.3)	2,763(98.6)
供 給			
総 数		89,799(103.0)	85,857(95.6)
国 内 生 産		16,555(102.5)	17,176(103.8)
外 材 輸 入		73,245(103.1)	68,681(93.8)

表19 新設住宅着工戸数の推移

(単位：戸、％)

	総 計			木 造 住 宅								非木造住宅	
				計		木造率	在来工法		ツーバイフォー工法		プレハブ工法		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		前年比	前年比	前年比				
平成元年	1,662,612	－1.3	719,870	3.2	43.3	640,348	2.4	47,572	46.5	31,950	－18.5	942,742	－4.5
2	1,707,109	2.7	727,765	1.1	42.6	642,102	0.3	51,093	7.4	34,570	8.2	979,344	3.9
3	1,370,126	－19.7	624,003	－14.3	45.5	545,366	－15.1	45,437	－11.1	33,200	－4.0	746,123	－23.8
4	1,402,590	2.4	671,130	7.6	47.8	580,799	6.5	52,933	16.5	37,398	12.6	731,460	－2.0
5	1,485,684	5.9	697,496	3.9	46.9	603,666	3.9	56,299	6.4	37,531	0.4	788,188	7.8
6	1,570,252	5.7	721,431	3.4	45.9	619,103	2.6	64,037	13.7	38,291	2.0	848,821	7.7
7	1,470,330	－6.4	666,124	－7.7	45.3	554,690	－10.4	73,989	15.5	37,445	－2.2	804,206	－5.3
8	1,643,266	11.8	754,296	13.2	45.9	619,028	11.6	93,693	26.6	41,575	11.0	888,970	10.5
9	1,387,014	－15.6	611,316	－19.0	44.1	497,843	－19.6	79,458	－15.2	34,015	－18.2	775,698	－12.7
10	1,198,295	－13.6	545,133	－10.8	45.5	447,287	－10.2	67,923	－14.5	29,923	－12.0	653,162	－15.8
11	1,214,601	1.4	565,544	3.7	46.6	458,146	2.4	75,864	11.7	31,534	5.4	649,057	－0.6
12	1,229,843	1.3	555,814	－1.7	45.2	446,359	－2.6	79,114	4.3	30,341	－3.8	674,029	3.8
13	1,173,858	－4.6	522,823	－5.9	44.5	418,402	－6.3	77,235	－2.4	27,186	－10.4	651,035	－3.4
14	1,151,016	－1.9	503,761	－3.6	43.8	401,029	－4.2	78,988	2.3	23,744	－12.7	647,255	－0.6
15	1,160,083	0.8	523,192	3.9	45.1	418,426	4.3	81,502	3.2	23,264	－2.0	636,891	－1.6
16	1,189,049	2.5	540,756	3.4	45.5	427,746	2.2	90,706	11.3	22,304	－4.1	648,293	1.8
17	1,236,175	4.0	542,848	0.4	43.9	426,299	－0.3	95,824	5.6	20,725	－7.1	693,327	6.9

資料：国土交通省「住宅着工統計」

注1：昭和63年からプレハブ工法住宅とツーバイフォー工法住宅を区別している。

2：昭和62年度以前のツーバイフォー戸数は、(社)日本ツーバイフォー建築協会調べである。

国産材の用材供給量は昭和63年以降減少し続けたが、平成17年は前年を上回る1,718万㎡となり、3年連続の増加となった。

木材輸入は、輸出国側の丸太輸出規制の強化等を背景として、丸太の輸入から製材品、合板等の製品輸入へとシフトしている傾向にある。また、品質が安定している構造用集成材の輸入が増加している。

イ 住宅建設の動向

木材需要の大宗を占める住宅の着工動向をみると、平成8年には、消費税率改定前の駆け込み需要によりバブル期と並ぶ164万戸の高水準となったが、平成9年には、前年の駆け込み需要等の反動により139万戸に減少した。平成10年以降は更に低い水準となり、平成17年には124万戸となった。

このうち木造住宅は、平成17年に54万戸が着工され、木造率は2年連続して前年を上回り43.9%となった。工法別には、国産材の使用割合が高い在来工法は木造住宅の約8割を占め、輸入材がほとんどのツーバイフォー工法、プレハブ工法は木造住宅の約2割を占めている。

ウ 価格の動向

平成17年の国産材(スギ)丸太の価格は、平成16年の台風による被害木の出材が増加したことなどから、7月まで下落した後に上昇したが、年初と比べると下落した。一方、輸入丸太のうち米材の価格は年半ばまで下落したが、その後上げ基調で推移した。また、合板は、7月までは下落傾向、8月からは上げ基調で推移した。

ホワイトウッド集成管柱(国産)は年初に下落したものの、安定した需要があることなどから、一旦は上昇傾向で推移した後、9月から下落傾向で推移した。

平成17年の平均価格をみると、丸太については前年に比べてスギ、ヒノキ、米ツガともに下回った。また、製材品については、スギ正角は前年並み、ヒノキ正角は前年の価格を5%下回り、米マツ平角は前年の価格を3%下回り、コンクリート型枠用合板は前年並みとなった。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

平成17年の丸太(HS4403)輸入量は1,065万㎡で、前年に比べ16%減少し、製材(HS4407)輸入量は840㎡で同じく8%減少した。

我が国の木材輸入の全体的な動向としては、輸出国側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景に、製品輸入割合が増加している。

丸太の輸入先の内訳は、米材32%、南洋材13%、北洋材44%、ニュージーランド材9%、チリ材1%等となっているが、いずれも前年より減少している。

製材の輸入先の内訳は、米材39%、南洋材4%、北洋材13%、ニュージーランド材2%、欧州材34%、チリ材5%、中国から2%等となっており、北洋材と中国からのものが前年より増加している。

表20 木材の輸入量

		16年			17年		
		丸太	製材	計	丸太	製材	計
米	材	3,717	3,963	7,680	3,453	3,293	6,746
南	材	1,617	354	1,970	1,409	319	1,728
北	材	5,884	1,002	6,885	4,689	1,078	5,767
ニュージーランド	材	1,124	180	1,304	922	174	1,095
欧	材	44	2,941	2,985	36	2,878	2,914
アフリカ	材	59	2	61	12	1	13
チリ	材	114	452	566	106	420	527
中	材	11	152	164	9	155	164
その他		114	77	191	18	77	94
合	計	12,683	9,123	21,806	10,654	8,395	19,049

注) 数値の合計値は、四捨五入のため計に一致しない場合がある。

金額ベースでみると、木材（丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計）輸入額は、1兆2,010億円（前年比96%）で我が国の総輸入額56兆9,494億円（同116%）の2.1%を占めている。

国別では中国が1,544億円（前年比105%）と最も多く、次いでマレーシア1,453億円（同106%）、カナダ1,449億円（同87%）、インドネシア1,276億円（同83%）、米国983億円（同92%）となっている。

(ア) 米材

17年の米材の輸入量は丸太345万 m^3 （前年比93%）、製材329万 m^3 （同83%）、計675万 m^3 （同88%）となった。国別では、米国が丸太244万 m^3 （同91%）、製材16万 m^3 （同65%）、カナダが丸太101万 m^3 （同99%）、製材313万 m^3 （同84%）となっている。

(イ) 南洋材

17年の南洋材の輸入量は丸太141万 m^3 （前年比87%）、製材32万 m^3 （同90%）、合板379万 m^3 （同92%）となっている。

丸太については、マレーシアから110万 m^3 を輸入しており、南洋材輸入丸太の78%を占めている。

製材では、マレーシア17万 m^3 、インドネシア14万 m^3 となっており、2か国で南洋材製材の99%を占めている。

合板輸入では、マレーシアが総輸入量の54%（205万 m^3 ）、インドネシアが46%（173万 m^3 ）を占めている。

なお、インドネシアでは資源保護の観点から丸太の輸出が停止され、マレーシア・サバ州、サラワク州では丸太輸出量が制限されている。

(ウ) 北洋材

17年の北洋材の輸入量は、丸太469万 m^3 （前年比80%）、製材108万 m^3 （同108%）、計577万 m^3 （同84%）と丸太は減少し、製材は増加した。

近年、針葉樹合板用材としての需要の拡大や、

ロシア側の輸出意欲の高まりなどを背景として輸入量は増加傾向で推移してきたが、中国への丸太輸出の増加等により、我が国への丸太の輸出量は減少した。

(エ) 中国

17年の中国からの輸入は、HS44類の金額ベースでは1,544億円と最も多く、全体の13%を占めている。中国からの輸入は集成材、木製品、割り箸等の割合が多く、丸太、製材は僅かである。

イ 輸出

17年の木材製品の総輸出額は105億円（前年比108%）と増加した。

輸出品の内訳は、金額ベースで、木製建具15億円（前年比93%）、薄板・単板14億円（同126%）、製材14億円（同93%）、パーティクルボード8億円（同109%）、合板7億円（同85%）、木製のケース6億円（同129%）となっている。

国別輸出内訳は、中国が33%で、以下米国19%、ベトナム6%、台湾6%、韓国5%、インドネシア5%、フィリピン4%、マレーシア4%の順となっている。

(3) 木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、昭和60年9月以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機として新設住宅着工戸数は回復を示し62年から平成2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。8年においては大幅に増加したが、その反動と景気の低迷による個人消費の落ち込み等から、9年、10年にはそれぞれ、139万戸、120万戸まで減少した。その後も景気低迷が続くなか、11年、12年には微増したものの、13年には117万戸、14年には115万戸まで減少した。15年以降やや持ち直したものの、16年には119万戸、17年には124万戸（木造住宅54万戸）と依然として低い水準にある。

また、長期にわたる木材価格の低迷に加え、国際化の進展に伴う輸入製品との競合等厳しい経営環境にある中で、木材の主たる需要先である木造住宅分野においては、建設コストの低減、施工期間の短縮等の建築の合理化の進展とともに、耐震性や断熱性といった性能に対する要求が高まっていることから、強度等の品質・性能が明確な資材へと大きく変化するという需要構造の変化が生じており、これらの需要に的確に反応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。

ア 製材業

17年末における製材工場数は9,011工場を数え、前年に比べ409工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は95.1kW（前年比102%）と僅かながら増加しているが、75kW未満の工場数が全体の69%を占めており、依然として零細性を表している。17年における製材用素材の総入荷量は2,054万 m^3 （前年比94.6%）となった。この中で国産材は前年に比べ0.9%増加し、外材の入荷量は前年に比べ12.4%減少したものの、製材用素材供給量の外材依存度は依然として高く、43.7%となっている。

また、製材品出荷量は1,283万 m^3 （前年比94.3%）となり、これを用途別にみると、建築用材82%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材11%、家具・建具用材1%、その他用材2%となっている。

イ 合板工業

17年末の合単板製造工場数は、前年に比べ15工場減少し271工場となった。これを類型別に見ると普通合板を生産する工場は56工場、特殊合板のみを生産する製造工場は、8工場減少して192工場に、単板のみを生産する工場は、7工場減少して23工場となった。

17年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ75万 m^3 減少し、464万 m^3 となった。材種別には北洋材を主体とする外材が前年に比べ107万 m^3 減の377万 m^3 、国産材については前年に比べ31万 m^3 増の86万 m^3 となった。

17年の普通合板の生産量は、321万 m^3 （前年比102.0%）、特殊合板の生産量は、104万 m^3 （前年比94.3%）となった。

2 林産物の供給及び利用の確保

(1) 木材産業の健全な発展

ア 木材産業の事業基盤の強化

木材産業の構造改革を促進し、国際的に競争力のある地域材の供給体制を整備するため、都道府県が策定した「林業・木材産業構造改革プログラム（以下、「構造改革プログラム」という）」に即して、木材産業の構造改革及び地域材の先進産地形成のための加工流通拠点施設等の整備を集中的かつ効率的に実施した。

また、素材生産から加工流通まで一貫して、低コストで安定的に木材を供給できるよう、事業者に対して、事業の合理化に伴う廃棄設備の撤去に必要な費用を助成するとともに、事業体の規模拡大や組織

化等に向けた合意形成や方針書の作成、品質・性能の明確な木材製品の安定的供給のための生産マニュアルの作成及びダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設の整備に必要な資金の借入利子に助成した。

さらに、乾燥材や集成材等の品質・性能が明確な製品の供給能力を高めるために必要な機械設備のリース料の一部助成を実施し、木材乾燥設備等の導入を推進した。

加えて、各地の産地認証制度等との連携を図りつつ、原産地等の消費者が求める製品情報を提供する取組を実施した。

イ 木材産業等と林業との連携の推進

原木の安定的な供給を確立するための協定締結等を促進するとともに、「構造改革プログラム」に即し、効率的な素材生産作業システムの構築、新たな森林施業技術等に対応した研修会の開催、素材生産業の組織化や生産者と需要者間の安定供給に向けた取組等を実施した。

ウ 流通及び加工の合理化

木材の流通及び加工の合理化を図るため、地域特性を生かした加工・流通施設の整備、乾燥材等品質・性能が明確な製品の供給体制の整備、製品の品質管理等の研修会の開催、木材製品の電子商取引等の環境整備や共同受発注などを実現する情報ネットワークシステムの開発・普及、公正な立木取引を可能にする「立木公開市場」の調査・分析、乾燥材供給者等に関するデータベース及び検索システムの整備などを実施した。

また、大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める集成材や合板等の品質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するために、効率的な素材生産・原木流通システムの構築や製材工場のラミナ工場への再編等をモデル的に実施した。

さらに、木材の需給に関する情報及び消費者ニーズの収集・分析・情報提供を行い、消費者・需要者ニーズに対応した木材の迅速かつ円滑な供給を促進することにより、木材の需給や価格の安定を図る事業等を実施するとともに、地球規模での需要動向が変化する中で、我が国からの木材の輸出の可能性について調査を実施した。

(2) 林産物の利用の促進

ア 国民への知識の普及と情報の提供

間伐材等の地域材へのこだわりを消費者や企業が持つことによって実需の拡大を図るため、マスメディアの活用、企業の調達部門へのセミナー、NPO等

の民間団体と連携した情報発信を実施した。また、地域材を利用した製品の環境への貢献度を消費者に分かりやすく情報提供するシステムの構築を検討した。

さらに、学校における木材利用に関する環境教育を充実させるため、NPOや木材関係業者等とのネットワークの構築等を実施した。

イ 林産物の新規需要の開拓

林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の未利用木質資源の有効活用を図るため、地域における発生量や流通実態の把握、関係者間の連携による需要の開拓等の取組を促進した。

併せて、エネルギーとしての利用を促進するため、林地残材等の効率的な収集・運搬に必要な機材や木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を推進するとともに、ペレットの規格化と普及を推進した。

また、林産物の多角的利用を促進するため、木質新素材、生分解性ポリマーの利用促進に関する技術開発を実施するとともに、木材成分の総合利用技術による資源安定供給システムの検討と経済性評価等の調査を実施した。

木炭については、水質浄化や調湿等の新たな用途への利用の普及啓発を図るため、新用途木炭利用情報システムを整備するとともに、木酢液の特性の把握に関する調査等を実施した。

ウ 建物及び工作物における木材利用の促進

森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となった、「顔の見える木材での家づくり」を促進するため、消費者相談等による普及啓発等を実施した。また、内装の模様替え等に対応したリフォーム用資材の開発、モデル地区における地域材住宅供給の体制整備等を実施するとともに、住宅への地域材利用についての最終消費者に向けた働きかけとして、フェアやセミナーの開催、情報拠点の整備等の総合的なPR活動をモデル的に実施した。

さらに、文部科学省や厚生労働省と連携し、児童福祉施設等の木製遊具や学校複合型公共施設などのシンボル性が高く波及効果の期待できる木造公共施設を整備することにより、公共施設等への地域材利用を促進した。

(3) 新たな木材利用技術の開発

木材の有効利用や木材利用の高度化を図り、これらに対応できる木材産業の創出、発展に資するため、耐火・耐震工法等の技術開発、高品質な木材保存処理技術の開発、民間企業等への公募による木質材料の新用途開発等地域材の利用拡大を推進する技術開発、スギ

等国産針葉樹資源の合板分野への利用を促進する技術及びビル屋上等で用いられているコンクリート等の資材を合板等の木質素材で代替するための技術開発等を推進した。

また、木材の新用途を創出するため、木材をリグニンとセルロース系成分に分離し、再利用可能な木質プラスチックや有機化学工業の原料を製造する技術の開発を推進した。

3 木材の需給安定等

(1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給及び価格の変動に対処するため、中央において木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、対策等を協議するための木材需給対策会議等を開催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年間の木材(用材)の需給見通し及び四半期ごとの主要木材の短期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策

木材需給の安定対策として、昭和49年から実施してきた木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了した。その後は、A木材の需給動向の情報の収集・分析・情報提供、B木材利用の普及啓発、国産材需要拡大のための情報の収集、提供等、C木材流通の改善合理化に関する情報提供等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

(3) 違法伐採対策

国際的に問題となっている違法伐採に対処するため、政府調達の対象を合法性、持続可能性の証明された木材とする措置が導入されることに鑑み、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を策定・公表した。

4 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類、品目は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、山村地域における基幹的な産業の一つとして貴重な収入源であり、又、就労場の確保に大きな役割を果たしている。

平成17年の特用林産物の生産動向については、特用林産物の生産額の大半を占めるきのこ類の生産量についてみると、乾しいたけは前年並み、生しいたけは前

年に比べわずかに減少となった。

また、えのきたけ、ぶなしめじ、エリンギは前年に引き続き増加しているが、まつたけについては、天候不順で大幅な減少となった。

なお、生しいたけの輸入量は、平成13年以降減少傾向にあるが、平成17年も前年に比べて17%の減少となった。

きのこ類以外の食用の特用林産物は、わさびが前年に比べわずかに生産量を伸ばしたものの、たけのこ及び栗の生産量については減少している。

また、木炭、木酢液等の生産量については、総体的に減少しているが、白炭の生産量については前年に比べて9%の増加となった。

なお、特用林産物の総生産額は2,771億円で、前年(2,911億円)比95.2%となった。

(2) 特用林産振興対策

山村地域の再生・活性化が求められている中で、特用林産物を活用した取組により就業機会の確保や林業の複合経営の促進等を図る観点から、山村地域資源としての特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設の整備や地域の関係者の連携・強化等に必要な協議会の開催や研修等の地域の取組に対して、強い林業・木材産業づくり交付金による支援を行った。

また、特用林産物の生産・流通の円滑化と需要の拡大に向けて、大消費地における普及啓発活動や適正な情報の提供、業務用乾しいたけの流通の適正化を図るための調査の実施等を推進した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

表21 特用林産物の需給動向（平成17年）

品 名	単 位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	t	4,091	8,375	85	12,381
生しいたけ	〃	65,186	22,526	—	87,712
な め こ	〃	24,801	—	—	24,801
えのきたけ	〃	114,542	—	—	114,542
ひらたけ	〃	4,074	—	—	4,074
ぶなしめじ	〃	99,787	—	—	99,787
まいたけ	〃	45,111	—	—	45,111
エリンギ	〃	34,342	—	—	34,342
まつたけ	〃	39	2,881	—	2,920
く り	〃	12,370	26,075	—	38,445
く る み	〃	83	29,922	—	30,005
わ さ び	〃	4,651	—	—	4,651
たけのこ	〃	23,201	265,645	—	288,846
生うるし	kg	1,340	73,030	—	74,370
竹 材	千束	1,290	482	2	1,770
桐 材	m ³	1,757	12,088	—	13,845
木 炭	t	33,547	148,769	1,053	181,263
竹 炭	t	1,482	—	—	1,482
木 酢 液	kl	3,110	—	—	3,110
竹 酢 液	kl	581	—	—	581

- 注) 1 林野庁経営課特用林産対策室調べ。
 2 不明なもの及び該当しないものについては一印とした。
 3 消費量は生産量+輸入量-輸出量による単純計算による。
 4 合計が一致しない部分は四捨五入によるものである。
 5 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれ殻付き、生に換算した。

第8節 林業関係金融

1 木材産業等高度化推進資金

(1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び木材産業をめぐる厳しい諸情勢に対処して林業・木材関連産業の健全な発展を促進するため、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化の促進による、木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う合理化を促進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金(林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。)を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することにある。

(2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の3又は4倍の資金を低利で融通するものである。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画並びに林業経営の経営基盤の強化に関する林業経営改善計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化並びに経営基盤の強化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

(3) 17年度の予算措置及び実行状況

17年度までに政府貸付資金が170億5,638万円措置され、17年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,268億円であった。

17年度末の資金種類別貸付状況は、表22のとおりで

あり、貸付総額は件数2,549件、金額570億円となっている。

表22 資金種別貸付状況（17年度末貸付総額）

資 金 種 類	貸付額 (億円)	構成比 (%)
合理化計画(事業経営改善計画)		
素材生産合理化資金(運転資金)	392	69
素材生産資金	89	16
素材引取資金	303	53
製品流通合理化資金(運転資金)	89	16
間伐等促進資金(運転資金)	37	6
コスト低減促進資金(運転資金)	5	1
構造改革促進資金(運転資金)	28	5
新規市場開拓支援資金(運転資金)	—	—
高性能住宅資材供給資金 (運転資金)	—	—
木材加工流通システム整備資金 (設備資金)	0	0
木材高度利用加工資金	—	—
木材市場整備近代化資金	0	0
主産地育成整備資金	—	—
合理化計画(構造改善計画)		
経営高度化促進資金(運転資金)	18	3
立木等取引資金	12	2
素材生産促進資金	—	—
木材加工資金	5	1
木材需要拡大資金	—	—
原木確保協定促進資金	1	0
林業経営改善計画		
林業経営高度化推進資金 (運転資金)	1	0
計	570	100

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

2 (独)農林漁業信用基金(林業信用保証制度)

信用基金の林業信用保証制度は、林業者等(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務を保証するものである。このほか、信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県に対し、これに必要な資金の一部を貸し付けるほか、森林整備活性化資金の貸付けを実施する農林漁業金融公庫等に対し、これに必要な資金を無利子で寄託している。これらを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道

府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

17年度の業務状況は次のとおりである。

なお、信用基金は、平成15年10月1日に、独立行政法人となっている。

(1) 出 資 の 状 況

16年度末の出資金の総額は100億1,865万円であったが、17年度に都道府県から446万円の出資が行われ、17年度末の出資総額は100億2,311万円となった。

林業者等の出資額累計の内訳は会社22億5,067万円、組合6億9,941万円、個人5億4,623万円となっている。

(表23)

表23 17年度末出資状況

区 分	出資者数	出資額 (万円)	構成比 (%)
政 府	1	279,282	28
都道府県	47	373,398	37
林業者等	5,884	349,631	35

(注) 政府の出資額には、貸付資金及び寄託資金に係る出資は含まれていない。

(2) 債務保証の状況

17年度の保証額を保証対象資金の種別別にみると、製材が64%、素材生産が21%と両業種で85%を占めるほか、木材産業等高度化推進資金に係るものが56%となっている。

17年度の融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の56%を占めている。(表24)

なお、17年度の代位弁済額は13億9,978万円(前年度18億7,089万円)で、前年度に比べ4億7,111万円減少した。(表25)

表24 17年度融資機関別保証実績

融資機関	金 額 (百万円)	金額構成比 (%)
農林中金	1,476	3
商工中金	3,767	9
都市銀行	504	1
地方銀行	24,267	56
第二地方銀行	4,918	11
信用金庫	5,767	13
その他	2,390	6
合 計	43,089	100

表25 代位弁済額の推移

区 分	代位弁済額(百万円)
H13	2,757
H14	2,929
H15	2,509
H16	1,871
H17	1,400

(注) 代位弁済元本額のほか、利息及び遅延損害金を含む。

3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の17年度の貸付実績は表26のとおりである。このうち林業経営安定資金（林業経営維持）が223億円で、17年度の林業関係資金貸付実績の62%を占めている。

表26 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付実績
(単位：百万円)

区 分				16年度	17年度
林業 基盤 整備 資金	造林	総 数		7,999	6,500
		補 助	公 有 林	2,004	1,421
			私 有 林	1,983	1,749
		非補助	公 有 林	2,811	2,407
	私 有 林		1,192	925	
	樹 苗 養 成 林			10	—
				15	13
森 林 整 備 活 性 化 資 金				3,083	2,817
林 業 経 営 育 成 資 金				134	116
林 業 経 営 安 定 資 金	伐 採 調 整		—	—	
	林業経営維持		88,266	22,282	
林業構造改善事業推進資金				—	—
農 林 漁 業 施 設 資 金	共 同 利 用		881	964	
	主 務 大 臣 指 定		163	128	
振興山村・過疎地域経営改善資金				—	86
計				100,541	35,908

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

4 林業・木材産業改善資金

最近における林業・木材産業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業・木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)による無利子の中・短期資金の貸付けが行われており、17年度の貸付実績は表27のとおりである。

表27 林業・木材産業改善資金貸付額の推移
(単位：億円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
林業生産高度化資金	17	12	4	—	—
新林業部門導入資金	0	0	0	—	—
林業労働福祉施設資金	2	1	0	—	—
青年林業者等養成確保資金	0	0	0	—	—
林業・木材産業改善資金	—	—	20	28	25
計	20	13	24	28	25

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

第9節 林業技術対策

1 試験研究の充実

森林の多様な機能の持続的な発揮のための適切な森林整備、森林の管理・経営と森林資源の循環利用を担う林業・木材産業の振興、山村地域の活性化等に対応した研究・技術開発の効果的・効率的な推進を図るため、平成13年3月に森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を策定し、この戦略に基づき試験研究及び技術開発を推進している。

試験研究に当たっては、国と独立行政法人及び都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

さらに、開発途上地域における森林の減少や荒廃、大気汚染・酸性雨等による先進諸国の森林の衰退など地球規模の問題に対処するため、海外、特に開発途上国を中心とした研究者の派遣・受入等を通じて、森林造成、林産物加工等に関する研究協力・技術協力を進めた。

(1) 独立行政法人の試験研究

独立行政法人森林総合研究所は、平成13年4月に林野庁の試験研究機関から独立行政法人に移行し、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに林業に関する技術の向上に取り組んでいる。

試験研究に当たっては、森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略に基づいて作成された中期目標を達成するために基礎的研究を主体として応用、開発研究の分野にわたっており、

- ① 森林の多様な機能の発揮に関する研究
- ② 地球規模での地球環境保全に関する研究
- ③ 林業による持続可能な森林の管理・経営を図る研究
- ④ 循環型社会の形成に寄与する木材産業の体質強化に関する研究
- ⑤ 森林・林業の新たな展開を可能とする新産業の創出に関する研究
- ⑥ 森林・林業・木材産業に係る政策立案に資する研究

を行うとともに、国際協力、成果の普及等に努めた。

これら試験研究を実施するために17年度の運営に要した経費は86億4,343万円であった。

(2) 都道府県等の行う試験研究に対する助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、試験研究に必要な経費の一部を助成した。

2 技術開発の推進

(1) 林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、平成17年度には①等先端技術を導入し非皆伐施業に対応した、森林環境保全に資する高性能林業機械の開発を実施し、②小型軽量化等、環境負荷低減に配慮した高性能林業機械等の改良に助成した。

① 森林環境保全先端技術導入機械等

急傾斜地非皆伐用伐採搬出機械及び長期育成循環施業支援高性能林業機械システムの開発を実施した。

② 環境負荷低減対応等機械

コンパクトウインチ付き小型素材生産用機械、伸縮ブーム式多用途機械等の改良に助成した。

(2) 木材新規用途技術開発事業

木材の新規用途開発を図るため、技術研究組合が行う①木材成分のリグニン及びセルロース系成分を活用したりサイクルが可能な木質プラスチックや生分解プラスチック原料としての利用技術等の開発、②VOC（揮発性有機化合物）の吸着やカビ、ダニの発生抑制に効果のある樹木抽出成分等を内装材等に付与する技術の開発に助成した。

(3) そ の 他

社会問題化しているスギ等の花粉症について、林業面からの情報の集積と提供のための基礎的調査を実施した。

3 林木育種事業

森林の多様な機能を持続的に発揮させていくことが求められているなか、平成13年3月に林木育種戦略を策定し、この戦略等に基づき、①林木の新品種の開発、②林木遺伝資源の収集・保存、③海外林木育種技術協力を林木育種の重点化方向として推進している。

平成17年度の独立行政法人林木育種センターの運営費については、総額19億2,585万5千円であり、林木の新品種の開発、林木遺伝資源の収集・保存、海外に対する林木育種技術協力等を行った。施設整備費については、総額1億2,540万7千円であり、遺伝子組換え体栽培等施設の整備を行った。

平成17年度の委託費は、717万9千円であり、雄花着花性に関する調査を実施した。

また、都道府県に対する補助事業として実施していた「優良種苗確保対策事業」のうち、次の事業については平成17年度から交付金化し、森林づくり交付金の一部として交付した。

ア 精英樹等次代検定事業

精英樹及び気象害抵抗性苗木の遺伝的特質、環境適応性等を検定するため、成長調査及び材質調査を実施した。

イ 多様な優良品種育成推進事業

地域の森林に対するニーズに適した森林整備、林業の経営目的に適合した多様な品種の育成の推進を実施した。

ウ 花粉の少ないスギ品種等供給緊急対策事業

国民的な課題である花粉症対策及び東北地方等における深刻なマツノザイセンチュウ被害への対処をはじめとする病虫害対策の一環として、花粉の少ないスギ品種等採種（穂）園の整備及び東北地方等マツノザイセンチュウ抵抗性品種採種園の整備を実施した。

エ 育種母樹林整備事業

林木育種の効果を更に高め、遺伝的素質のより優れた育種苗を早期に実用造林に供するため、次代検定林調査データ等の解析結果をもとに採種園・採穂園の改良を実施した。

4 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員を適正に配置し、これらの者が森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解や啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図り、森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、17年度は次のような事業を実施した。

(1) 林業普及指導事業交付金

林業普及指導員の設置のほか、普及指導活動の効率の推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導職員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導職員の研修、普及指導職員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施につき必要な経費を都道府県に助成した。

(2) 森林づくり交付金

森林の多様な利用・緑化推進子供達の継続的な体験

活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等としての森林・施設の整備につき都道府県等に助成した。

(3) 強い林業木材・産業づくり交付金

ア 森林機能高度発揮普及指導促進

(ア) 森林管理促進等技術向上

重視すべき機能に応じた森林整備を担う森林所有者等の技術向上を図るため、新技術経営手法の現地実証、多様な森林経営技術の作業実技・経営技術講座等の開催、技術の普及のための資機材整備、女性・高齢者の生産活動等促進のための知識・技術向上講座の開催、森林環境関係学科高校生等のインターンシップの推進等の支援につき都道府県、市町村等に助成した。

(イ) 普及指導職員等スキルアップ支援

良好な森林環境の整備を効果的・効率的に普及指導する体制の強化を図るため、普及指導職員の研修の実施、試験研究成果の現地実用化に向けた試行試験等、市町村林務担当者の指導研修の実施、専門的知識・技術を有する人材の活用と研修の実施、普及指導用資機材の整備、地域の重点課題に対する効率的取組体制の整備につき都道府県に助成した。

イ 林業後継者育成等支援事業

(ア) 森林管理総合情報整備提供事業

森林・林業教育関連情報や森林技術情報等国民各層の求める情報を適切に提供できるシステムの構築をするとともに、低コストで効率的な間伐を支援するソフトの開発のためのデータ収集について民間団体に助成した。

(イ) 林業後継者活動支援事業

森林・林業教育に関する年齢層に応じた体系的かつ標準的な教育プログラムの開発・普及、林業者グループ活動事例の全国発表会開催等につき民間団体に助成した。

な役割を果たしている。

国有林野事業は、こうした国有林野の管理経営を行うための事業であり、昭和22年の発足以来、独立採算性を前提とした特別会計制度によりその使命を果たしてきた。また、戦後の復興期から高度経済成長期にかけては、増大する木材需要に応えるとともに、事業収益の一部を一般会計に繰り入れるなど国の財政にも貢献した。

しかし、昭和40年代後半以降、木材輸入の増加等による木材価格の低迷、資源的制約や自然保護への配慮による伐採量の減少等から財務状況が急速に悪化した。その結果、昭和51年度からは財政投融资資金を借り入れるようになり、その後、4次にわたり「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し経営改善に努めたものの、引き続き木材価格が低迷したこと及び土地価格が低迷したことなどにより債務は累増した。

このようなことから、国有林野事業が将来にわたってその使命を十全に果たせるよう、平成8年度から9年度にかけて、林政審議会や行政改革会議、財政構造改革会議等において国有林野事業の改革の方向等について幅広く論議・検討された。

国有林野事業では、これらの論議・検討を踏まえて平成10年10月に成立した国有林野事業改革関連2法に基づき、平成15年度までを集中改革期間とし、

- ① 木材生産に重点をおいた管理経営から、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
 - ② 組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立
 - ③ 独立採算性を前提とした特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行
 - ④ 累積債務の本格的処理
- を柱とした改革を推進している。

具体的には、国有林野の管理経営の方針を明確にするとともに、国民共通の財産にふさわしい透明性の高い管理経営を行うため、国民の意見を広く聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を平成15年12月に改訂し、集中改革期間に築いた基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進している。

前述の改革の4つの柱に即して、推進状況を要約的に述べれば、以下のとおりである。

第1の公益的機能重視の管理経営については、森林の機能類型を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に再編し、木材生産のため

第10節 国有林野事業

1 国有林野事業の現状と今後の展開方向

国有林野は、我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる759万haに及んでいる。その多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、貴重な野生動植物が生息・生育している森林や原生的な天然林も多く残されていることから、森林のもつ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大き

の森林（資源の循環利用林）を5割から1割に縮小するとともに、国土の保全等のための森林（公益林）を5割から9割に拡大し、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林施業等の非皆伐施業を積極的に推進している。

第2の組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立については、まず、国の業務は森林の保全管理等の行政的な業務に限定するとともに伐採、造林等の事業の実施は全面的に民間委託することとした。こうした考え方の下で、国有林野を管理経営する組織については、平成11年3月に、中央機関として林野庁国有林野部、地方機関として森林管理局、森林管理署・支署に再編している。これらと併せ、職員数の適正化にも取り組み、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものとしている。

第3の一般会計繰入を前提とした特別会計制度への移行については、平成10年10月の国有林野事業改革関連2法の施行に伴い平成10年度以降、公益林の保全管理等に必要な経費等について安定的・継続的に一般会計からの繰入が行われている。

第4の累積債務の本格的処理に関しては、国有林野事業改革関連2法の施行に伴い、累積債務約3.8兆円のうち、約2.8兆円を一般会計へ承継し、残りの約1.0兆円は国有林野事業特別会計で利子補給を受け、累増を防止しながら、借り換えることにより、将来において返済することとした。

平成17年度においては、地球温暖化防止への寄与や伝統的木造建築物などの修復等に必要な木材の供給を行う木の文化を支える森づくりなど新たな国民の期待や林政の課題に応えるための取組を進めた。さらに、森林環境教育、森林とふれあう機会の提供や国民参加の森づくりの推進に取り組んだ。

以上のほか、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、国有林野事業特別会計は、平成18年4月に予定する国有林野事業勘定と治山勘定の統合を進めることとし、その後、平成22年度に、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、企業特別会計としての特性及びこれまでの取組等を踏まえ、その業務の性質により一般会計への統合・独立行政法人化を検討するものとされた。

2 国有林野事業の主要事業

(1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行してい

る。

17年度に国有林野で伐採された立木は574万 m^3 、その伐採量のうち立木販売等に係るもの379万 m^3 、丸太生産の資材としたもの195万 m^3 であった。また、官行造林地からの官収分は15万 m^3 であった。

(2) 製 品 生 産 事 業

製品生産事業は国有林に生育する立木を資材として、国が丸太等を生産する事業である。

この事業は、森林の多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産機能の発揮のため、需要者のニーズを踏まえつつ、計画的・安定的な木材の供給等を目的として実行しているものである。

17年度は、121万 m^3 の丸太の生産を行った。

(3) 林 道 事 業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道等の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の有する多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点に立って計画的にこれを整備することとしている。

このため、17年度は林道事業に一般会計から63億300万円の繰入れを行い、791kmの林道新設・改良の事業を行った。

(4) 造 林 事 業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は森林の有する公益的機能を充実させるとともに、将来の森林生産力の増進を図るため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、17年度は一般会計より456億円の繰入れを行い、新植植付2千ha、育成天然林造成2千ha、保育11万1千ha等の事業を行った。

(5) 国有林治山事業

国有林治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、平成16年度に策定された森林整備保全事業計画に基づき計画的な実施に努めている。

17年度においては、全額一般会計からの繰入により事業費378億円をもって実施した。

(6) 国有林野の測定事業

測定事業は国有林野の境界（延長約10万5千km、境

界点数約359万2千点)を確定し、これを測量した上、その成果を図簿に示すとともに、国有林野の面積を決定する等、国有林野の管理経営の基礎となる事業である。事業の実行に当たっては、当面管理経営上急を要する境界の整備に重点をおき、これに必要な境界検測及び境界標保全を最優先事業として実施した。

なお、17年度の実績は表28のとおりである。

表28 平成17年度国有林野の測定事業実績

境 界 測 量	93km
境 界 検 測	645km
境 界 標 識 改 設	1,206本
境界検測・予備調査	4,951km
境界巡検・境界巡視	90,480km

3 国有林野の財務状況

国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発展に資することを目的として、国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。その後、治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）の制定に伴い、治山事業に関する国の経理を明確にするため、この会計に治山勘定が設けられ、同特別会計は治山勘定と国有林野事業勘定に区分された。

国有林野事業については、国有林野事業勘定において、その経理が行われている。

なお、「国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律」（平成18年法律第9号）に基づき平成18年度から勘定区分が廃止され、治山勘定については、補助事業は一般会計、国が行なう直轄事業は国有林野事業勘定と統合して国有林野事業特別会計全体で経理することとなった。

平成17年度の国有林野事業勘定の決算は、次のとおりである。

(1) 歳入歳出

ア 歳入の部

取納済歳入額は、3,576億円であって、これを歳入予算額3,796億円に比べると220億円の減となった。その内容の主なものを科目別にみると、業務収入では林産物の販売単価が予定を下回ったこと等のため100億円減少、林野等売払代では不要存置林野の売払面積が予定より少なかったこと等のため113億円減少、雑収入では森林空間総合利用事業収入が予定より少なかったこと等のため4億円減少、一般会計より受入では翌年度への繰越事業があったこと等のた

め2億円減少した。

イ 歳出の部

歳出予算現額は、4,070億円であって、その内容は歳出予算額3,796億円、前年度繰越額275億円であった。この予算現額に対して、支出済歳出額は3,569億円、翌年度繰越額は249億円、不用額は252億円であった。

なお、翌年度繰越額の内訳は、法第16条第1項の規定による支出未済繰越額188億円、明許繰越額60億円及び事故繰越額2億円であった。また、不用額は、育林事業に係る保育が予定を下回ったこと等によるものである。

(2) 損益計算

総収益額1,115億円に対し、総費用額1,469億円となり、その差355億円を損失として計上した。この損失は、法第12条第2項ただし書の規定により損失の繰越しとして整理することとして、決算を結了した。

なお、本年度の損失は、平成16年度の損失294億円に比べ61億円の増加となった。その要因の主なものは、収益において、不要存置林野の売払面積の減少等により林野等売払収入が58億円、一般会計より受入が20億円減少し、また、費用において、立木原価の増加等により経営費が23億円増加したこと等によるものである。（表29、30）

表29 損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

費 科 目	用 金 額 (億円)	収 科 目	益 金 額 (億円)
経 営 費	602	売 上 高	221
治 山 事 業 費	134	林 野 等 売 払 入	140
一 般 管 理 費 及 販 売 費	209	雑 収 入	76
減 価 償 却 費	251	一 般 会 計 受 入	543
資 産 除 却 損	66	森 林 保 全 経 費 等 財 源 受 入	335
支 払 利 子	203	利 子 財 源 受 入	208
雑 損	3	治 山 勘 定 受 入	134
		雑 益	1
		本 年 度 損 失	355
計	1,469	計	1,469

表30 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

借方 科 目	金 額 (億円)	貸方 科 目	金 額 (億円)
流動資産	156	借入資本	13,119
固定資産	71,194	自己資本	61,359
繰越欠損金	2,774		
本年度損失	355		
計	74,479	計	74,479

(注) 計は、四捨五入してあるため一致しない場合がある。

4 国有林野の活用等

国有林野事業は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第5条の規定の趣旨に即して、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的に供給するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は17年度末現在で次のとおりである。

農業用活用実績面積	5万6千ha
林業用活用実績面積	2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は17年度末現在で、貸付使用面積7万9千ha、分収造林契約面積13万2千ha、共用林野契約面積142万4千haとなっている。

(2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に創設され、以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の森林資源の整備充実を図るため、実施してきたところである。

分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分の対価及び保育・管

理に要する費用を負担してもらい、伐採時に販売代金を国と契約者とで分収することとしている。

分収育林は、これまで8万6千人の緑のオーナーの参加を得て森林整備が図られてきたところであるが、平成10年の国有林野事業の抜本改革により、公益的機能を重視した管理経営に転換したことなどから、分収育林の適地が減少している状況を踏まえ、法人等が社会貢献活動の一環として実施する「法人の森林」を除き、平成11年度から公募を休止しているところである。

なお、平成11年度から分収木（主伐）の販売を行っており、平成17年度には全国116箇所で行った。17年度末までの契約実績（累計）は次のとおりである。

契約面積	2万6千（ha）
契約口数	10万5千（口）
契約者数	8万6千（人）

(3) 森林空間総合利用事業

森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化・教育的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開し、併せて地域振興に寄与することとしている。

また、森林ボランティア活動のためのフィールドや、森林環境教育のためのフィールドの提供を行っている。

17年度末における主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森	1,249箇所
・自然休養林	91箇所
・自然観察教育林	170箇所
・森林スポーツ林	70箇所
・野外スポーツ地域	229箇所
・風景林	565箇所
・風致探勝林	124箇所
○ふれあいの森設定	147箇所
○遊々の森設定	107箇所

(4) そ の 他

林野整備等による民有林野の買入面積は17年度末現在で次のとおりである。

保安林等の買入面積	26万ha
林野整備による買入面積	5万ha

5 国有林野事業の労働情勢（17年度）

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現に向け、公益的機能の維持増進をはじめ、地球温暖化防止、森林環境教育や国民参加の森林づくりの推進等に取り組んでいるほか、山地災害の発生の危険性が高い地域や水源地域の保安林における治

山事業の実施、保護林の保全・管理、保護林相互を連携してネットワークとする「緑の回廊」の設定の推進、森林環境教育のための「遊々の森」の設定、市民団体や地域住民等と連携しながら森林の整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」、企業の社会貢献活動の支援のため分収林制度を活用した「法人の森林」の設定等の取組をしている。

このような中、労使間において、業務運営、財政の健全化等に係る諸課題について論議、疎通を行った。

全林野労働組合は、7月29日から7月31日にかけて東京都内で開催した「第58回定期全国大会」において、

- (1) 行政改革等については、新たに作成された行政改革大綱、規制改革・民間開放推進に関する答申等について、公務労協としての対応方向を踏まえ、連合、政党等との連携を図り取り組むこと
- (2) 森林・林業基本計画、地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策に係わる森林整備等に向け、関係政党、連合及び関係団体との連携を図り、中央と地方が一体となり取り組むこと
- (3) 国有林野事業については将来とも国営企業として林野庁における一元的・一体的管理による経営を基本に取り組むこと
- (4) 森林・林業・木材産業に係わる政策の確立や環境問題等に対する友誼団体との共闘・強化に取り組むこと
- (5) 賃上げをはじめとする労働条件の改善に向け取り組むこと
- (6) 組織体制の確立を図ること
 - ア、国有林改革問題に係わる労使合意等、今まで積み上げてきた経過を踏まえた対策の確立
 - イ、今後の全林野、青年・女性部等のあり方や森林労連等との共闘体制強化等について、新組織結成に係わる整理内容に基づき取り組むこと
 - ウ、新組織の結成は、2006年2月10日に行うことの確認に基づき、これまでの議論経過を踏まえ、全組合員が新組織に結集するよう取り組むこと
 - エ、新規採用者及び無所属者の組織化に向け取り組むこと
 - オ、公務労協や国営関係部会の運動の強化に向け、中央・地方連合等に対して積極的に対策を進める

こと

等について、組織の総力で闘い抜くことを決議し、職場・地域で取り組んだ。

一方、日本林業労働組合は、10月21日から22日にかけて東京都内で開催した「全国委員長・書記長会議」において、第45回定期全国大会で承認された「2004・2005年度運動方針」及び第46回年次全国大会で承認された「2005年度運動の補強」を継承することを確認し、運動を展開するとともに、新組織についての検討を行い、新組織結成に係わる整理内容の確認がなされた。

両労働組合は、これまで、組織統一に向け、「中央準備委員会」を設置し、基本綱領、運動の基本目標、課題と使命及び役割と責任や今後の組織運営などについて議論を進めてきた結果、平成18年2月9日をもって両労働組合を発展的に解散し、翌2月10日に新組織「全国林野関連労働組合（略称林野労組）」を結成するに至り、47年ぶりに労働組合が1つとなった。

新組織の結成大会では、基本綱領、運動方針が承認されるとともに、

- (1) 企業内における労使交渉などを中心とした取組
- (2) 組織強化と民主的な組織運営に向けた取組
- (3) 関係労働組合・団体との連携の取組
- (4) 労働基本権の確立等の取組
- (5) 平和と民主主義を求める取組
- (6) 政治対策の強化の取組

等についての闘いの基本方向と重点課題が決議された。

また、下部組織においても、3月までに順次、解散及び結成の大会が開かれ、新組織は8地本、143分会体制となった。

第11節 森林国営保険

1 事業計画

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有人工林等を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。現在、自然災害を対象とする森林保険は、国営保

表31 森林国営保険の年齢別加入状況（17年度末現在）

年齢	級	I	II	III	IV	V以上	合計
民有人工林面積	(千ha)	114	192	280	432	6,931	7,949
加入面積	(千ha)	72	131	90	87	916	1,296
加入率	(%)	63.2	68.2	32.1	20.1	13.2	16.3

（注）四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

険のみである。

平成17年度末の森林国営保険の加入状況は表31のとおり、129万6千haで、民有人工林の16.3%に当たっており、齢級別にみると、Ⅰ、Ⅱ齢級（林齢1年生～10年生）の幼齢林では、加入面積が20万3千haで、対象面積の66%を占めている。平成17年度予算においては、新規契約及び継続契約の確保等加入拡大に努め、特に中高齢林の加入率を高めることとし、歳入については、最近の保険加入実績等を基礎とし、保険契約面積444,500ha（前年度447,000ha）を予定した。

この計画に伴う歳入は表32のとおり保険料収入33億4,350万円、前年度繰越資金受入116億1,132万5千円、預託金利子収入を主体とする雑収入1億7,681万7千円で、合計151億3,164万2千円を予定した。これは前年度歳入予算額166億42万3千円に比べ14億6,878万1千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が27億5,347万4千円、保険業務を運営するために必要な業務費15億3,112万6千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費14億円で、合計56億8,460万円を予定した。

表32 歳入歳出予算額

		(単位：千円)	
項 目	16年度	17年度	
森 林 保 険 収 入	16,546,579	14,954,825	
保 険 料	4,129,600	3,343,500	
前年度繰越資金受入	12,416,979	11,611,325	
雑 収 入	53,844	176,817	
歳 入 合 計	16,600,423	15,131,642	
森 林 保 険 費	2,832,324	2,753,474	
賠償償還及払戻金	65,362	540,788	
保 険 金	2,766,962	2,212,686	
森 林 保 険 業 務 費	1,624,816	1,531,126	
予 備 費	1,400,000	1,400,000	
歳 出 合 計	5,857,140	5,684,600	

2 事業の実施計画

(1) 保 険 契 約

17年度の保険契約の実績は表33のとおり、保険金額では4,769億6千万円となっており、対前年比で26.2%の減となっている。

表33 17年度保険契約実績

齢 級	保険金額（百万円）		
	15年度	16年度	対前年
Ⅰ	22,561	22,411	99.3%
Ⅱ	9,254	8,773	94.8%
Ⅲ	19,336	19,161	99.1%
Ⅳ	30,378	25,159	82.8%
V以上	565,057	401,456	71.0%
計	646,586	476,960	73.8%

注）四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから17年度中に期間満了となるものを差し引いた17年度末の契約保有高は、面積129万6,952ha、保険金額1兆3,455億3,518万円となったが、これは前年に比べ、面積71千haの減、保険金額で3,742億2,220万円の減となっている。

(2) 損 害 て ん 補

17年度の災害別の保険金支払実績は、表34のとおりで22億4,614万3千円（面積2,161ha）である。

表34 17年度災害別損害てん補実績

災 害 別	面積 (ha)	てん補金額 (千円)
火 災	69	57,266
風 害	1,852	1,983,396
水 害	98	92,437
雪 害	61	72,303
干 害	50	17,618
凍 害	17	7,186
潮 害	15	15,938
噴 火 災	—	—
計	2,161	2,246,143

注）四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

3 森林保険特別会計の収支状況

この事業は、森林保険特別会計法（昭和12年法律第26号）に基づき特別会計を設置し運営している。

17年度の収納済歳入額は138億2,126万円、当初予算に比べ13億1,038万円の減となった。一方、支出済歳出額は39億8,911万円で、歳入歳出の差し引きは98億3,215万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額97億5,128万円を控除するので、決算上は8,088万円の剰余金を生ずることになる。この剰余金は森林保険特別会計法第3条第1項の規定により積立金として積み立てることとして、決算を結了した。